

平成29年10月 2 日（月曜日）

第 3 号

平成29年第3回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

## 第3号

平成29年10月2日（月曜日）

## 出席委員

## 委員長

加藤 貴弘 君

## 副委員長

菅原 和忠 君

大越 農子 君

赤根 広介 君

安藤 邦夫 君

梶谷 大志 君

花崎 勝 君

三好 雅 君

富原 亮 君

真下 紀子 君

佐々木 恵美子 君

竹内 英順 君

## 欠席委員

藤沢 澄雄 君

## 出席説明員

環境生活部長 小玉 俊宏 君

環境生活部次長 朝倉 浩司 君

環境局長 相田 俊一 君

くらし安全局長 堀本 厚 君

文化・スポーツ局長 甲谷 恵 君

アイヌ政策推進室長 杉崎 哲志 君

生物多様性・エコシカ  
対策担当局長 東郷 典彰 君

低炭素社会推進室長 阿部 淳 君

総務課長 小出 幸希 君

アイヌ政策推進室  
参事 永浦 政司 君

同 永田 英美 君

環境保全担当課長 木村 幸子 君

廃棄物担当課長 土肥 浩己 君

自然公園担当課長 小林 隆彦 君

動物管理担当課長 北村 浩樹 君

エコシカ対策課長 宮津 直倫 君

有効活用担当課長 平尾 喜希 君

低炭素社会推進室  
参事 佐藤 圭子 君

女性支援室長 三角 靖枝 君

消費問題対策  
担当課長 松浦 久栄 君

文化振興課長 高見 芳彦 君

スポーツ振興課長兼  
オリンピック・パラリンピック  
連携室長 長谷川 浩幸 君

総合政策部長 佐藤 嘉大 君

総合政策部  
交通企画監 黒田 敏之 君総合政策部  
空港戦略推進監 藪 紀洋 君

総合政策部次長 豊島 厚二 君

空港運営戦略推進  
室長 高野 瑞洋 君

政策局長 長橋 聡 君

交通政策局長 大内 隆寛 君

航空局長 阿部 浩文 君

空港運営戦略推進室  
次長 竹花 賢一 君

|                  |        |            |       |
|------------------|--------|------------|-------|
| 物流港湾室長           | 柏木文彦君  | 航空企画担当課長   | 中島竜雄君 |
| 総務課長             | 安加賀雅浩君 |            |       |
| 空港運営戦略推進室<br>参事  | 薬袋浩之君  | 議会事務局職員出席者 |       |
| 同                | 上原和信君  | 議事課主幹      | 水島敦君  |
| 政策局参事            | 清水目剛君  | 議事課主査      | 田中要君  |
| 同                | 安彦史朗君  | 同          | 井溪雅晴君 |
| 交通企画課長           | 宇野稔弘君  | 同          | 伊勢村亮君 |
| 交通ネットワーク<br>担当課長 | 河内能宏君  | 同          | 伊東大祐君 |
| 鉄道交通担当課長         | 中尾敦君   | 同          | 羽生孝之君 |
| 物流港湾室参事          | 鈴木邦明君  | 同          | 阿部厚次君 |
|                  |        |            | 浅水舞君  |

午後1時1分開議

○加藤貴弘委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔田中主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

安藤邦夫委員  
三好雅委員

であります。

○加藤貴弘委員長 それでは、議案第1号及び第5号を一括議題といたします。

#### 1. 環境生活部所管審査

○加藤貴弘委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

大越農子君。

○大越農子委員 自民党・道民会議の大越農子でございます。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、漫画、アニメを生かした新しい文化施策についてお伺いをいたします。

国では、文化芸術立国の実現を目指すとともに、観光やまちづくりなどを通じた文化芸術の新たな価値の創出を図るため、本年6月に、文化芸術の振興のための基本的な法律である文化芸術振興基本法を改正し、文化芸術基本法としたところでございます。

今回の改正では、漫画、アニメといったメディア芸術の振興に係る規定も改正されており、必要な施策として、メディア芸術の制作に係る物品の保存や、知識及び技能の継承への支援などが

加えられております。

また、このような動きの中で、漫画、アニメは、国外に発信できる有力かつ魅力的なコンテンツとして、今や日本が世界に誇る貴重な文化芸術資源と位置づけられ、さらに、国会では、超党派によるマンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟が結成されており、漫画、アニメ等の振興を目的に、議員立法を目指して取り組んでいるところでございます。

知事も、まんが・アニメ王国ほっかいどうを公約に掲げ、昨年度は、新たな才能を発掘する北のまんが大賞を創設するなど、取り組んでいるところであり、私自身も、かつてプロの漫画家として活動していたこともありまして、この取り組みには大きな関心を寄せており、再三質問を行い、その推進を強く訴えているところでございます。

そこでまず、ことし2回目を迎えた北のまんが大賞についてお伺いいたします。

このようなコンテストは、2回目、3回目と盛り上げていくため、応募意欲が湧く企画の設定などにより、応募作品をふやす必要があると考えます。

今年度は、どのような点を改善し、作品を募集しているのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 文化振興課長高見芳彦君。

○高見文化振興課長 今年度の改善点についてであります。若年層への効果的な周知を図るため、従来の学校等へのチラシの配付に加え、新たにソーシャル・ネットワークキング・サービスを活用し、北のまんが大賞の専用サイトを開設したほか、ラジオ番組を活用したPRを行っているところです。

また、応募者の負担を軽減し、余裕を持って制作に打ち込んでいただけるよう、募集期間を昨年の3カ月間から4カ月間に延長したところです。

さらに、入賞作品の選考に当たっては、従来の道内の出版社に加え、首都圏の大手出版社の漫画編集部にも参画いただき、目にとまった作者を編集部へ紹介するなど、プロデビューを応援する仕組みも整え、応募意欲を高める工夫をしたところでございます。

○大越農子委員 御答弁にありました首都圏の大手出版社の参画ということについては、私自身も、そのニュースにびっくりしたところでございます。

この事業がどんどん注目されていってほしいなと願うところでありますが、北のまんが大賞を応募者にとって魅力あるコンテストとするには、受賞作品や受賞者の積極的な活用が大変重要と考えます。

第1回の受賞作品、受賞者の活用の実績をお伺いいたします。

○高見文化振興課長 受賞作品などの活用についてであります。大賞及び準大賞の受賞作品につきましては、道のポータルサイトで公開するとともに、全編を掲載した冊子に加え、クリアファイルを制作し、道内や海外で実施した、北海道をPRするイベントで配布したほか、ストーリーパネルの展示により、今年度の北のまんが大賞募集のプロモーションにも活用しているところです。

さらには、庁内各部に対し、広報媒体の制作への当該作者の積極的な起用を呼びかけており、

【第1分科会 10月2日 第3号】

これまでに、子ども向け防犯用リーフレットを作成するなど、活躍の場が広がるよう努めているところでございます。

**○大越農子委員** コンテストにより新たな才能を発掘することも重要ではありますが、豊かな自然、独自の文化を持つ北海道では、これまで、数多くのすぐれた漫画家を輩出しており、これからも、日本の漫画界をリードするような漫画家を育成することが大変重要と考えます。

最近では、パソコンやスマートフォンで誰もが簡単に漫画を描くことができるアプリケーションソフトも開発され、漫画を描く障壁は取り除かれつつあります。

かつては、イラストレーター、フォトショップなどが、10万円以上するソフトを使って制作していたのですが、今や、無料の漫画制作アプリケーションソフトも登場しました。こうして時代が変わっていくのだな、誰もが簡単に漫画やイラストを描ける時代になっていくのだなと感じております。

このような時代背景のもと、道として人材育成にどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

**○高見文化振興課長** 人材育成に関する取り組みについてであります。漫画家を目指す方々の年齢やスキルに応じた育成を行うため、今年度から、漫画道場と北海道という語を掛け合わせ、「MANGA—DO」と銘打った各般の取り組みを実施しており、7月1日には、地下歩行空間で、小中学生を対象に、道内出身の著名な漫画家によるこどもまんが教室を開催したところでございます。

また、7月22日には、プロの漫画家を目指す方々を対象に、現役漫画家から、原稿の添削に加え、プロとしての心構えなど、さまざまなアドバイスを受ける持込みまんが添削会を開催し、人材の育成や裾野の拡大に取り組んでいるところでございます。

**○大越農子委員** 漫画・アニメ文化の振興には、漫画家や出版・アニメ業界、観光業界など、幅広い関係者との連携が必要と考えます。

道として、これまで、どのように関係業界と連携してきたのか、お伺いいたします。

**○加藤貴弘委員長** 文化・スポーツ局長甲谷恵君。

**○甲谷文化・スポーツ局長** 関係業界との連携についてでございますが、第1回北のまんが大賞の選考に当たっては、北海道の魅力を発信する観点など、作品を幅広く評価するため、道内の出版社や観光関係者などの参画を得て、それぞれの視点から御意見をいただいたところでございます。

また、今年度から開始した「MANGA—DO」のイベントにおきましては、協賛企業の協力をいただき、タブレットによるデジタル漫画の制作方法の紹介を行っております。

このほか、漫画を通じた助け合い活動を展開している北海道共同募金会や、北海道在住の漫画家のネットワークなど、関係団体の取り組みとタイアップしてPRを行うなど、幅広い事業者との連携の強化を図っているところでございます。

**○大越農子委員** 今、連携についての御答弁をいただきましたけれども、なぜ連携が必要かとい

う視点が大切でございます。漫画だけを制作しても、稼ぐコンテンツにはなりません。

例えば、わかりやすく、大きな話になってしまいますけれども、ウォルト・ディズニーがなぜあれだけの一大コンテンツ産業を形成できたのか。一言で言えば、映画とディズニーランドを持っているからです。映画やディズニーランドで人を呼ぶ仕組みをつくり、大勢の観光客を呼び、キャラクターグッズを販売するという、一つの作品で何度も稼ぐ仕組みをつくり上げているからです。

日本は漫画・アニメ王国であるのに、まだまだ基幹産業としては位置づけられてはおりません。それは、まちづくり、観光戦略の視点でコンテンツをつくっていないからであると指摘されております。作品自体は非常に素晴らしいものばかりなのに、非常にもったいない話であります。

本事業は、まだまだ小さな事業かもしれませんが、道民の税金を使っている以上、還元できるような事業として、稼ぐコンテンツ制作を目指していかなければなりません。多くの著名な漫画家を輩出している上に、山紫水明なる大自然をいただく北海道には、その潜在力は十分にあると考えます。

漫画、アニメを地域づくりや観光振興にも生かしていく必要があると考えますが、今後、どのように取り組んでいくのか、部長の見解を伺います。

○加藤貴弘委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 漫画、アニメを生かした新しい文化施策に関し、今後の取り組みについてであります。我が国の漫画やアニメなどは、先般改正されました文化芸術基本法におきまして、メディア芸術と定義され、国の成長戦略でも、貴重な文化芸術資源の一つと位置づけられており、道の総合計画におきましても、これらの振興を図ることとしております。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、我が国の文化への関心が高まっています。漫画、アニメは国際的にも高い評価を受け、作品のゆかりの地への訪日外国人旅行者の誘客にも大きく貢献することが期待されております。

道といたしましては、こうした好機を捉え、これまでの、北のまんが大賞を通じた本道の魅力の発信や、次の時代を担う漫画家の育成などの取り組みに加えまして、新たに、アニメや観光、教育、金融など、これまで以上に幅広い関係者から、さまざまな御提案を伺うため、北のメディア芸術戦略会議を11月に開催する予定であります。

こうした取り組みを踏まえまして、来年の北海道150年、2020年の東京オリパラの開催や、民族共生象徴空間の開設等を契機に展開される多彩な文化事業とも連動するとともに、漫画、アニメを初めとしたメディア芸術の振興はもとより、地域づくりや、観光、産業の振興などにも派生するよう、作品をつくる人、楽しむ人、支える人がともに歩むその先の道を開いてまいる考えであります。

以上でございます。

○大越農子委員 部長から、非常に力強く前向きな答弁をいただいて、ありがたく思っております。

す。

北のメディア芸術戦略会議を11月に開催するということでありますけれども、新たな産業として、横のつながりを強くしていったって、どんどん大きな事業にしていきたいとお願い申し上げます。

次の質問に参ります。

女性の活躍についてお伺いをいたします。

本道においては、人口減少、少子化及び高齢化といった全国と共通する課題があり、さらに、地域の過疎化が進む中、さまざまな課題に対応するためには、女性たちの力が必要と考えます。

平成28年の本道の女性の就業者数は113万人、就業率は44.6%と、年々、増加傾向にあります。が、依然として全国を下回っている状況にあります。

出産・子育て期の年齢層において就業率が落ち込む、いわゆるM字カーブは、我が国の特徴とされているところでありますが、本道における25歳から34歳の女性のうち、約7万人が非労働力人口であります。そのうち、約6万人の女性が、有業しない理由を家事としており、仕事と子育てなどの家庭生活を両立するなど、女性が活躍できる環境づくりを進めていくことが重要であることは、これまでも議論してきたところでありますが、道のこれまでの取り組みの状況と成果や、今後、どのように進めるつもりなのか、順次お伺いしてまいります。

今日、人口の減少による地域の活力低下が課題となっている中、女性の潜在的な能力を生かす取り組みが不可欠と考えます。

道では、経済団体や1次産業団体を初め、オール北海道で女性の活躍を応援していくとしているところでありますが、まず、これまでの女性活躍支援のための取り組みの内容について伺います。

○加藤貴弘委員長 女性支援室長三角靖枝君。

○三角女性支援室長 女性活躍支援の取り組みについてであります。道では、女性団体や経済界などで構成する北の輝く女性応援会議におきまして、女性の元気応援メッセージを発出するとともに、構成員のトップの思いをリレー形式で発信するほか、企業、団体などから、女性の活躍応援自主宣言を広く募集するなどして、女性活躍の推進に向けた機運の醸成を図ってきたところでございます。

また、女性のライフステージに応じた支援として、女性の活躍支援センターにおいて、子育てや就業、起業などの相談にワンストップで対応するとともに、地域で活躍する女性をロールモデルとして紹介するほか、ポータルサイトを開設し、女性支援の情報の発信や総合交流の場として活用しているところでございます。

さらには、男女がともに働きやすい環境づくりに向け、包括連携協定を締結している企業と協力し、経営者や管理職を対象としたセミナーを開催するとともに、女性の視点を道政に反映するため、知事と、さまざまな分野で活躍されている女性の方々が会する、未来を創る女性懇話会を開催するなど、女性活躍に向けた各種の取り組みを進めているところでございます。

○大越農子委員 北海道には、仕事と子育てなどを両立している女性、地域資源を活用した6次産業化や観光振興に取り組む女性、経験を生かして子育て支援などを行う女性など、多くの方々の特色ある取り組みが広がりを見せております。こうした女性の活動を応援し、活躍の場を拡大していくことが非常に大切だと考えます。

道では、これまで、さまざまな取り組みを進めてきたとしていますが、取り組みを進めていく中での成果や課題などについてお伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 暮らし安全局長堀本厚君。

○堀本暮らし安全局長 女性活躍支援にかかわる取り組みの成果などについてであります。平成27年2月から募集をしております女性の活躍応援自主宣言につきましては、現在で231件となり、女性活躍に取り組む企業や団体などが増加してきているところでございます。

また、平成27年11月に開設をいたしましたポータルサイトのアクセス数は、累計で24万件となっているほか、SNSの「北の女性★元気・活躍・交流「ひろばHIROBA」」には、現在、約400人のメンバーが登録し、スキルアップセミナーの募集を初め、創業や観光関連のイベント案内など、さまざまな女性活躍の情報が日々投稿され、女性のネットワークづくりに役立っているところでございます。

取り組みの課題といたしましては、未来を創る女性懇話会等におきまして、全道各地で活躍する女性が集まる場が欲しい、広域な北海道では各地で活動する女性同士の連携や交流の場を設けることが難しい、さらには、女性活躍をより一層普及させるためには、紙媒体のチラシやイベントなど、直接道民に働きかける取り組みも必要などといった御意見をいただいております。引き続き、交流機会の確保や啓発活動の工夫が必要と考えております。

○大越農子委員 女性が働きやすい環境づくりのためには、仕事と家庭の両立支援のための育児休業制度などの充実のもとより、男女が支え合う職場風土の形成や、ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進など、職場における意識の向上が重要と考えます。

道が募集している、企業や団体からの女性の活躍を応援する自主宣言についてであります。地域別の状況や具体的な宣言の内容についてお伺いいたします。

○三角女性支援室長 女性の活躍応援自主宣言についてであります。宣言を寄せていただいた企業や団体など231件については、全道規模のものが24件で、その他の207件を圏域別に見ると、道央地域が111件、道南地域が27件、道北地域が16件、オホーツク地域が15件、十勝地域が31件、釧根地域が7件となっております。

また、宣言に盛り込まれている内容としては、女性専用の更衣室を整備するなど、職場の環境改善に関するものが120件、女性の管理職登用や職域の拡大など、人材の活用に関するものが107件、子どもの看護休暇や介護休暇といった制度の充実など、出産や育児、介護などへの支援に関するものが43件、その他、ワーク・ライフ・バランスに関するものが58件、男性の育児参加に関するものが14件などとなっております。

○大越農子委員 自主宣言の件数がふえているということは非常にいいことではあるのですけれ



【第1分科会 10月2日 第3号】

ども、内容を見ておきますと、出産や育児、介護などへの支援に関するものが43件、ワーク・ライフ・バランスに関するものが58件、そして、男性の育児参加に関するものが14件ということで、肝になるところが非常に少ないなという思いがあります。宣言の件数をふやすだけではなくて、その意義を考えながら件数をふやして行ってほしい、その理念を理解してもらえような活動をしていただきたいなと指摘しておきます。

男女が、性別を問わず、家庭、職場、学校、地域など、さまざまなところで、ともに、その人権を尊重しながら活躍できる社会の実現は、北海道が将来にわたり持続的に発展し、次世代へ引き継いでいくために重要な課題であると考えます。

そうした社会の実現に向け、女性の活躍について、今後、道としてどのように取り組んでいくつもりか、お伺いいたします。

**○小玉環境生活部長** 女性活躍に関し、今後の取り組みについてであります。道内各地におきましては、個性や能力を発揮しながら、さまざまな分野で女性が活躍しており、こうした女性の力が地域や産業の活力にもつながるものと考えことから、市町村や関係機関・団体等との連携を密にし、オール北海道で機運の醸成を図るとともに、女性の多様な生き方に応じた活躍の支援に取り組むことが必要と考えております。

このため、今年度より、地域において女性活躍の裾野を広げるため、就業していない方々も含め、全ての女性を対象に、地域発の多彩なアクションを喚起する地域セミナーを、在札幌米国総領事館のレイチェル・ブルネットーチェン首席領事を講師としてお招きして開催いたしますほか、女性の活躍支援センター支援員による出張相談会を全道各地で実施するなど、地域の実情に応じ、きめ細やかなサポートを行うこととしております。

さらに、10月からは、新たに、これまでロールモデルとして紹介した方々をメンターとして登録する制度を導入いたしまして、さまざまな活動にチャレンジする意欲を持つ女性からの疑問や相談に応じ、的確な助言や人脈の紹介などを行っていただく体制を整備することとしております。

道といたしましては、こういった機会を積極的に提供するなどし、北海道の全ての女性が、それぞれの描く夢に向かって可能性を伸ばせる社会づくりを進めてまいります。

以上でございます。

**○大越農子委員** 次に、気候変動の影響への適応についてお伺いをしてまいります。

近年頻繁に発生する異常気象は、地球温暖化による気候変動の影響がその要因の一つと指摘されており、この気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出抑制等を行う緩和だけではなく、既にあらわれている影響や中長期的に避けられない影響に対しての適応を進めることが重要とされております。

昨年8月に、台風が相次いで北海道に接近、上陸し、道民のとうとい命が失われ、道民生活や地域の基幹産業、インフラなどに大きな爪跡を残しました。

また、先日も台風18号が上陸し、昨年被害に遭った箇所が再び被害に遭うなど、各地で猛威を

振るったほか、ことしの夏は、本道で23年ぶりとなる12日間連続の真夏日を記録しており、これまで道外での観測が普通だった猛暑日や記録的な集中豪雨などが道内においても身近で発生する状況にあります。

地球温暖化対策に関しては、これまで、道民、事業者を中心とした省エネや再エネの導入などの緩和策を中心にして取り組まれてきておりますが、気候変動の影響に対する適応策については、エネルギー分野のみならず、本道の豊かな自然生態系や道民生活、産業経済など社会基盤にかかわるもので、一朝一夕の取り組みではなく、中長期的な視点で取り組んでいく必要があると考えます。

昨年の第4回定例会の予算特別委員会で、気候変動の影響への適応について、道の認識や取り組みをお伺いいたしましたが、その後の状況などについて、何点かお伺いいたします。

平成27年11月に決定した、国の、気候変動の影響への適応計画では、適応策を進める上での基本戦略が示されており、そのうちの一つに、地域での適応の推進が掲げられており、地方公共団体に対しては、それぞれの地域特性を踏まえた適応策を講じるよう促しておりますが、国では、このためにどのような施策を行っているのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 低炭素社会推進室参事佐藤圭子君。

○佐藤低炭素社会推進室参事 地方公共団体における取り組みの促進についてであります。国の、気候変動の影響への適応計画では、基本戦略の一つとして、地域での適応の推進を掲げ、地方公共団体における、気候変動の影響の評価や適応計画の策定、普及啓発などを通じて、地域での取り組みの促進を図るとしているところでございます。

このため、国においては、地方公共団体における適応計画の策定のためのガイドラインを公表するとともに、昨年8月には、関係省庁の連携のもと、適応の取り組みを支える情報基盤として、気候変動適応情報プラットフォームを立ち上げ、観測データなどに基づく気候変動の影響の予測や、地方自治体、事業者、個人の取り組みの事例など、利用者のニーズに応じた、よりわかりやすい情報提供を行っております。

また、今年度から3年間の予定で、都道府県や政令指定都市、試験研究機関と連携しながら、地域適応コンソーシアム事業を実施することとしており、全国レベルでの影響調査や気候シナリオの整備に加え、北海道・東北地域など、全国の6ブロックごとに地域協議会を設置し、それぞれの地域の特性を踏まえた、気候変動に関する影響調査と適応策の検討を行うこととしております。

以上でございます。

○大越農子委員 国の適応計画でも、地方公共団体が、「自らの施策に適応を組み込んでいき、総合的かつ計画的に取り組むことが重要である。」とされておりますが、既に、道内でも、気候変動の影響によると思われる被害が発生していることから、道としても積極的な取り組みが求められていると考えますが、適応について、どのように取り組んでいるのでしょうか、国の施策との関連も含めてお伺いいたします。

○佐藤低炭素社会推進室参事 道の取り組み状況についてであります。国の計画策定を踏まえ、道では、本道の地域特性に応じた適応策について検討を進めるため、庁内各部との情報共有や、道内における気候変動に関する研究資料、気候変動リスク情報の取りまとめを行ったほか、本年2月には、国立環境研究所や札幌管区気象台などの御協力をいただき、民間企業、市民団体などを対象としたセミナーを開催し、気候変動の影響や適応策に関する理解の促進に取り組んできたところでございます。

また、道のホームページにおいては、国のプラットフォームを積極的に活用しながら、気候変動の全国的な影響や、農林水産業、自然生態系などの分野ごとに取り組事例などの情報発信を行っているところであり、今後とも、関係機関と連携協力しながら、各地域の気候変動の将来予測に関する情報など、本道の特性に応じた適応に関する情報の充実と提供に努めていく考えてございます。

さらに、今年度から、環境省と農林水産省、国土交通省が連携して実施する地域適応コンソーシアム事業において、北海道・東北地域での取り組みとして、リンゴ、シロザケなどの農水産物に関して、気温や海水温の上昇による、品種や生産方法の適性、収穫量や漁獲量への影響調査、さらに、極端な気象現象などが観光業に与える影響などを調査、評価することとしております。

こうした調査などを踏まえ、必要な適応策の検討を深め、地域協議会や道内の2カ所でのセミナーの開催により、普及啓発に取り組むこととしており、道としても、特に本道への影響が懸念される分野などについて追加調査を提案するなど、積極的に事業に参画するとともに、市町村、経済団体とも連携し、産業や暮らしにつながる適応への理解の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○大越農子委員 国の適応計画の策定以降、ほかの府県では、独自の適応方針を策定するなど、適応への取り組みが進んでいると聞いております。

道としても、基本的な方向性を早期に示して、道内の市町村と連携して取り組みを推進する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○加藤貴弘委員長 低炭素社会推進室長阿部淳君。

○阿部低炭素社会推進室長 今後の取り組みについてでございますが、昨年、ことしと相次ぐ台風の上陸、接近に見られますように、気候変動は、道民生活や経済活動、社会インフラなど、幅広い分野に大きな影響を及ぼしますことから、本道の地域特性に応じた適応策について、早急に検討を進めることが重要と考えているところでございます。

道といたしましては、これまで、庁内の連絡調整会議を通じた情報共有などを進めてきましたけれども、本年9月から、本道における適応に関する基本方針の策定に向け、関係各部が参画する北海道地球温暖化対策推進本部幹事会において検討を開始したところでございます。

また、気候変動による影響は、道民や事業者など幅広い主体に及び、気候風土、産業形態もさまざまでありますことから、地域における適応等を進めていくためには、道民や事業者に身近な市町村との連携も重要と考えているところでございます。

このため、道としては、国などが公開している気候リスク管理や具体的な取り組み事例などについて、道民の皆様などに理解を深めていただくため、市町村の情報活用をサポートし、それぞれの地域に適した取り組みを促進してまいりたいと考えています。

以上でございます。

**○大越農子委員** これまで、適応について幾つかお伺いをいたしました。

道は、これまで、地球温暖化対策の推進に関する法律や北海道地球温暖化防止対策条例などに基づいて、温室効果ガスの排出抑制など、緩和の取り組みを中心に地球温暖化対策に取り組んできていると承知しておりますが、今後は、適応を含めて、総合的に地球温暖化対策に取り組んでいく必要があると考えます。

道は、今後、地球温暖化対策の取り組みをどのように進めていく考えなのか、部長にお伺いいたします。

**○小玉環境生活部長** 地球温暖化対策の推進についてであります。近年、気候変動により、記録的な大雨や猛暑などが全国各地で発生し、本道におきましても、自然生態系、道民生活、経済活動など、幅広い分野への影響や被害が顕在化しておりますことから、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出抑制等を行う緩和の取り組みに加えまして、既にあらわれている影響や中長期的に避けられない影響に適応するためのさまざまな対策が必要となっております。

このため、道といたしましては、適応策に関する先行事例も参考にしながら、道民の生活、財産、経済等の被害を回避、最小化するといった地域のリスクマネジメントの視点に立ち、積雪寒冷という気象条件や社会経済条件等の本道の特性に即した、適応に関する基本方針の策定に向け、検討を進めていくと考えています。

今後は、北海道地球温暖化対策推進計画の改定とあわせまして、北海道環境審議会を初め、幅広い層から御意見を伺いながら、豊かな自然環境や多様な再生可能エネルギーの導入拡大など、本道の強みを生かした緩和と適応を両輪といたしまして、地球温暖化対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

**○大越農子委員** 市町村と連携して、しっかり取り組んでいただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

最後に、動物愛護管理推進計画についてお伺いをいたします。

近年、ペットは、人の伴侶として、日常生活に欠かせない存在となっており、最近では猫ブームとも言われ、ペットに対する社会的な関心はますます高まってきております。

しかし、一方では、モラルに欠けた動物の飼い主により、不妊手術などがなされずに、犬や猫がふえ続けて管理できなくなる多頭飼育崩壊の状態になり、マスコミでもよく取り上げられておりますが、いわゆる猫屋敷などの社会的な問題となっているところでございます。

このような中、来年度、国は、先進的な自治体の取り組みなどを踏まえ、専門家などによる検討会を設けて、ガイドラインづくりに取り組むとの方針が伝えられておりますが、道において

【第1分科会 10月2日 第3号】

も、平成20年に策定された北海道動物愛護管理推進計画 ―― これは、人と動物のよりよい関係、英語でベターリレーションと、豊かな情操、英語でリッチセンチメントの頭文字をとって、ベターリレーションはバー、リッチセンチメントはライズということで、バーライズプランと名づけたものと承知をしておりますが、この計画が最終年度を迎え、現在、次期計画を策定中であると聞いております。

以下、何点かお伺いいたします。

道では、平成20年度から今年度まで推進してきた北海道動物愛護管理推進計画、いわゆるバーライズプランに基づいて、これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 動物管理担当課長北村浩樹君。

○北村動物管理担当課長 これまでの道の取り組みについてであります。道では、北海道動物愛護管理推進計画、すなわちバーライズプランに基づき、人と動物のよりよい関係づくりや、命のとうとさ、友愛など、情操面の豊かさの実現を目標に、施策を進めているところであります。

具体的には、市町村や動物愛護団体などと連携しまして、ペットの正しい飼い方、動物による危害や迷惑の防止、終生飼養及び防災対策などに関する飼い主への指導、毎年9月の動物愛護週間に各振興局で実施しているペットのしつけ教室、飼育相談や触れ合い体験などを通じまして、動物の適正な飼養管理の推進と、動物愛護の意識、慈愛の精神の醸成と涵養に重点的に取り組んできたところでございます。

○大越農子委員 バーライズプランでは、それぞれの取り組みの指標ごとに目標値が設定されておりますが、その達成状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○北村動物管理担当課長 目標の達成状況についてであります。計画では、飼い主からの犬、猫の引き取り数など、平成29年度までに達成を目指す六つの指標を設定し、毎年度、その点検を行っているところであります。

そのうち、飼い主からの犬、猫の引き取り数、動物取扱業者に対する処罰数、犬、猫の安楽死処分数、及び、犬、猫の譲渡数の4項目につきましては、平成28年度の実績でおおむね達成しているところであります。

特に、犬、猫の安楽死処分数は、平成18年度の実績の9786頭を半減とする目標に対しまして、平成28年度の実績で1158頭に減少し、また、犬、猫の譲渡数は1906頭の10%増とする目標に対して、平成28年度の実績で3393頭に増加しておりまして、いずれも、目標を大きく上回って達成している状況でございます。

一方、犬にかまれる咬傷事故件数につきましては、平成18年度の実績の127件を10%減の114件とする目標に対して、平成28年度の実績で134件、犬、猫の飼い主への返還率を20.4%とする目標につきましては、平成28年度の実績では14.4%にとどまり、達成できていない状況でございます。

○大越農子委員 犬、猫の安楽死処分数が大幅に減少しているということで評価はしますけれど

も、まだまだ道半ばといったところだと思います。

目標値が達成できていない指標については、どのような課題があり、今後、それらの課題の解決に向け、どのように取り組んでいこうとしているのか、お伺いいたします。

**○北村動物管理担当課長** 目標達成に向けた取り組みについてであります。目標を達成できていない指標のうち、犬の咬傷事故につきましては、散歩中や放し飼いにした際に起きているケースがほとんどでありますことから、しつけ方法や、放し飼いをしないとといった犬の正しい飼い方の指導につきまして、道としては、畜犬及び野犬掃討条例を所管する市町村と連携しながら、動物病院や道のホームページなどを通じて周知徹底を図る考えでございます。

また、犬、猫の飼い主への返還率につきましては、特に猫の返還率が低いことから、飼い主に対する室内飼育の指導はもとより、迷子になった際に飼い主の特定が容易となるよう、動物の愛護及び管理に関する法律によって努力規定とされている、マイクロチップや迷子札などの装着を促すため、市町村、獣医師会、動物愛護団体などと連携しながら、動物病院や各種イベントで呼びかけを行うなどしまして、返還率の向上に取り組む考えでございます。

**○大越農子委員** ここ数年、温暖化の影響による大雨などの災害が道内各地で発生しており、多くの方が避難するといった状況がたびたび見られ、これまで以上に十分な災害への備えが求められております。

人と同様、家族の一員として飼われているペットの災害対策も必要になっていると考えますが、道は、これまで、どのような対策をとってきたのでしょうか、今後進めようとしている対策などとあわせてお伺いいたします。

**○加藤貴弘委員長** 生物多様性・エゾシカ対策担当局長東郷典彰君。

**○東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長** 災害時の対策についてであります。道では、平成12年に発生した有珠山噴火災害時におけるペットの救護の教訓を踏まえまして、平成13年に制定した、動物の愛護及び管理に関する条例において、飼い主の遵守事項として、飼い主とペットと一緒に避難する同行避難を盛り込んだところでございます。

また、平成19年に、災害時に被災動物の世話等を行うボランティアを事前登録する制度を創設したほか、平成24年には、被災動物の救護活動に関し、北海道獣医師会や日本愛玩動物協会、札幌市、旭川市及び函館市と協力連携する協定を締結するなど、災害時におけるペット対策の充実に取り組んできたところです。

道といたしましては、今後、これまでの対策に加えまして、道内の全ての市町村で同行避難が可能となるよう、避難所などにおける受け入れ体制の整備を促すとともに、飼い主に対しまして、同行避難に要するペットのしつけ、健康管理、基本的な防災用品の備蓄などについて、ホームページやパンフレット等を活用し、情報提供に努めてまいります。

**○大越農子委員** 道は、バーライズプランの次期計画の策定を含め、動物愛護管理の推進に関する施策について、今後、どのように進めようと考えているのか、最後に部長にお伺いいたします。

○小玉環境生活部長 動物愛護管理に関し、今後の取り組みについてでございますが、動物の愛護や管理に関する施策を効果的に進めるためには、道民の皆様からの協力を幅広く得るとともに、多様な主体がそれぞれの役割を適切に果たすことが大変重要でございます。

現行の北海道動物愛護管理推進計画の目標年次は平成29年度としておりますことから、道では、現在、獣医師会、動物愛護団体、ペット事業者、市町村の代表などで構成される北海道動物愛護推進協議会において、次期計画の検討を進めております。

計画の見直しに当たりましては、ペットの災害対策や、終生飼養、繁殖制限に関する普及啓発、迷子猫の返還、譲渡、さらには、多頭飼育崩壊や、いわゆる地域猫など、近年顕在化してきたさまざまな課題につきまして、市町村、有識者、関係団体などから御意見を伺うこととしております。

道といたしましては、計画の実効ある見直しを進め、飼い主一人一人に、動物を飼うことの意義や命の大切さを認識していただくことはもとより、関連事業者におきましても、適正な飼養ルールの普及に一段と努めていただくとともに、愛護団体の活動をサポートするなどして、人と動物が共生できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○大越農子委員 部長から答弁をいただきました。

毎年、1000頭以上の犬、猫が殺処分に遭っているということで、動物たちがかわいそうとの視点はもちろんのことなのですけれども、バーライズプランの名前にもあるとおり、情操教育としてペットを飼う御家庭も多い中、ペットとのつき合い方を間違えると、それは、とりもなおさず情操教育に悪いということになってしまいます。

私も何匹も動物を飼ったことがありますけれども、生まれてから死ぬまで、その成長を見守ることがペットを飼うことなのです。その触れ合いの中で、命の大切さに対する心が育まれるのだらうと思います。命そのものとおつき合いをすることがペットを飼うことなのだと思いません。

動物たちがかわいそうという前に、社会における倫理観や道徳観というものに非常に強い影響があるのだという意識で、この計画を推進していただきたいなと思っております。

全ての道民が動物たちと幸せな生活を過ごせるように願いつつ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○加藤貴弘委員長 大越委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

菅原和忠君。

○菅原和忠委員 何点かについて、お伺いをしていきたいと思っております。

今、大越委員から最後に動物愛護についての御質問がありまして、その後にエゾシカ対策についての質問という順番になっているとはつゆ知らず、私も16歳になるシーズーを育てている者として、今、非常に戸惑って、ちょっと驚いているところです。

そうはいいながらも、農業等に非常に影響がある課題でありますから、質問させていただきたいなと思っています。

ことし、札幌市内で、多くのエゾシカやヒグマ、キツネなどの野生動物が目撃されていることが報道されています。実際に、私も、ことし、たまにしかしないゴルフをしているとき、2カ所でエゾシカを目撃しました。ゴルフ場のティーグラウンドの前と、グリーンの手前のバンカーの横で草を食べていたのです。近づいても全然逃げようとしないので、球が当たったらどうしようと心配しました。

そんなことは別として、非常に自然が豊かという意味では誇らしいことだと思うわけでありませけれども、一方では、住民生活にさまざまな悪影響を及ぼしていることも事実であります。これまで、道では、計画を策定して対策を実施していますが、まず、エゾシカ対策についてお伺いをしたいと思います。

エゾシカ対策に関して、特に農林業被害の現状がどのようになっているのか、また、被害の軽減に向けて、どのような捕獲対策を進めているのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○加藤貴弘委員長 エゾシカ対策課長宮津直倫君。

○宮津エゾシカ対策課長 エゾシカによる農林業被害などについてであります。平成27年度の農林業被害額は43億円となっております。被害額が大きい振興局は、釧路管内が全体の29%を占め、次いで、根室管内が14%、十勝管内と日高管内が13%となっております。

また、農業被害を作物別に見ると、牧草が全体の53%を占め、次いで、ビート、水稻が7%、バレイショ、デントコーンが5%となっております。

道では、これまで、農林業被害の軽減に向けまして、狩猟による捕獲の規制緩和や、市町村などが行う有害捕獲への支援など、捕獲対策を進めてきた結果、農林業被害の減少に一定の効果が認められたことから、これまでの対策を継続的に実施するとともに、発砲による危険を学習することにより、鳥獣保護区などに逃げ込んで、捕獲が難しくなってきたため、道みずから指定管理鳥獣捕獲事業を効果的に展開するなど、農林業被害の軽減に努めているところでございます。

○菅原和忠委員 今言われました農林業被害を軽減するために、狩猟や有害捕獲によって生息数を削減しているわけでありまして、ことしも、昨日から解禁になっていますが、地域別の狩猟と有害捕獲による捕獲頭数についてお伺いしたいと思います。

○宮津エゾシカ対策課長 地域別の狩猟と有害捕獲による捕獲頭数についてであります。エゾシカは、生息状況や人間活動とのあつれきの度合いなどが地域で差があることから、道内を、オホーツク、十勝、釧路、根室管内の東部地域、空知、石狩、胆振、日高、上川、留萌、宗谷管内の西部地域、後志、渡島、檜山管内の南部地域の3地域に区分し、それぞれ管理に努めているところでございます。

平成27年度の東部地域の狩猟による捕獲数は2万2000頭、有害捕獲数は4万5000頭の、合わせて6万7000頭、西部地域の狩猟による捕獲数は1万6000頭、有害捕獲数は4万頭の、合わせて5万6000頭、南部地域の狩猟による捕獲数と有害捕獲数はそれぞれ1000頭の、合わせて2000頭とな



っております。

東部地域と西部地域については、推定生息数の減少に伴い、捕獲数も減少傾向にあります。南部地域につきましては、生息数の増加が推定されていることから、大幅な捕獲数の増加が必要な状況と考えております。

○菅原和忠委員 駆除の体制についてお伺いしたいと思います。

捕獲するためには、それなりの人材が必要と思いますが、主にその役割を担うのが狩猟者、ハンターでないかと思えます。

特に、エゾシカについては、農林業被害が甚大であることから、地域で駆除活動を実施している方々が重要ではないかと思えますが、各地域では、エゾシカ駆除をどのような体制で実施し、それに対して助成などはあるのか、お伺いをしたいと思います。

○加藤貴弘委員長 動物管理担当課長北村浩樹君。

○北村動物管理担当課長 エゾシカの駆除体制等についてであります。農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、市町村がエゾシカの捕獲を行う場合には、地域協議会を設置するとともに、被害防止計画を策定し、主に、市町村長から任命された狩猟者で構成する鳥獣被害対策実施隊により実施しているところであります。

この交付金は、けもの種類や頭数に応じた捕獲者への報償など、捕獲に要する経費のほか、機材の導入や追い払いなどの被害防止活動の経費についても対象としているところであります。

このほか、道の支援策としまして、市町村が捕獲を行う際の捕獲個体の処理費用などの経費に対し、地域づくり総合交付金による助成を行い、エゾシカ捕獲の促進を図っているところでございます。

○菅原和忠委員 次に、狩猟者の確保についてであります。

狩猟者に限らず、日本じゅうで少子・高齢化が課題と言われているわけですが、狩猟者の現状と、狩猟者を確保するための対策をどのように実施されているのか、お伺いいたします。

○北村動物管理担当課長 狩猟者の確保等についてであります。道内で狩猟免許を所持している狩猟者は、昭和53年度の2万人をピークとして、平成21年度には8700人にまで減少しましたが、それ以降は微増傾向にあり、平成27年度は1万1000人となっております。

世代別で見ますと、昭和53年度は、60代以上の免許取得者の割合は8%でありましたが、平成17年度以降は40%を超えておまして、近年、20代、30代といった若い世代の免許取得者の割合は微増傾向となっております。

道としましては、一層のハンターの確保に向け、若い世代に関心を持っていただけるよう、狩猟の魅力や社会的意義を伝えるハンドブックを配付するとともに、狩猟免許の取得をサポートする出前教室を全道各地で開催しているほか、狩猟免許試験の回数をふやし、休日や農閑期に実施するなど、受験の利便性の向上に取り組んでいるところでございます。

○菅原和忠委員 エゾシカの捕獲については、銃での捕獲が主であると思いますが、一方で、銃は事故がつきものであります。人身事故の現状と防止策についてお伺いいたします。

○北村動物管理担当課長 事故防止等についてであります。銃猟における人身事故は、平成19年度から28年度までの10年間で、シカと誤認して発砲し、林業従事者などを死亡させた案件が3件、暴発などにより狩猟仲間などを負傷させた案件が10件発生しているところであります。

道では、これまでも、狩猟免許の更新講習や、各振興局単位で開催される、猟友会主催の狩猟指導員研修など、さまざまな機会を通じて、ハンターに対し、獲物を十分確認することや、暴発防止のために発砲時以外は弾を抜いておくことなど、事故防止に対する注意喚起の徹底を図っているところであります。

さらに、森林関係機関と連携し、市町村有林内や私有林内での作業情報をホームページで提供するなど、銃猟における人身事故の未然防止に取り組んでいるところでございます。

○菅原和忠委員 次に、夜間銃猟についてお伺いをします。

道では、夜間に銃猟でエゾシカの捕獲を行う計画であると承知していますが、夜間のほうが日中より事故が発生する確率が高くなるのではないかと思います。安全の確保のために、どのような対策を実施しているのか、伺います。

○加藤貴弘委員長 生物多様性・エゾシカ対策担当局長東郷典彰君。

○東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長 夜間銃猟についてであります。平成26年の鳥獣保護管理法の改正により、指定管理鳥獣捕獲事業の捕獲の効率性を向上させるため、国または都道府県の事業に限り、夜間銃猟が、一定の条件のもとで実施することができるようになったところです。

このため、道では、夜間銃猟を安全かつ効果的に実施するため、警察、環境省などの関係機関や専門家の意見を伺いながら、昨年度と本年度の2年間でモデル的に実施しております。

この事業では、捕獲現場への立ち入りを制限する監視員を配置するとともに、射撃の際は、照度の高いライトを用いて実施するなど、安全を確保した上で進めているところです。

道といたしましては、2年間のモデル事業の実施結果や専門家等の意見などを踏まえまして、年度内に、夜間銃猟の実施に係る指針を定めてまいります。

○菅原和忠委員 さまざまな対策により、エゾシカの生息数が減少して、農林業被害は減少傾向にあるということですが、依然として、40億円を超える多額の被害が発生している状況にあります。

エゾシカによる被害を減少させるためには、適正な生息数の目標を設定し、これまで以上に生息数を削減する必要がありますが、どのような対策を進めていくのか、部長にお伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 エゾシカの適正生息数の実現に向けた対策についてでございますが、エゾシカの推定生息数は、ピーク時から減少傾向にあります。農林業被害は依然として高い水準にあり、特に、近年は、鳥獣保護区等に逃げ込むなど、捕獲数が減少傾向にありますことから、今後は、一層効果的な捕獲対策に取り組むことが必要と考えております。

【第1分科会 10月2日 第3号】

このため、本年度から平成33年度までを計画期間とする第5期エゾシカ管理計画におきましては、地域別の生息数を、東部地域は13万頭以下、西部地域は17万頭以下、南部地域は減少に転じさせるという目標を定めるとともに、エゾシカを本道固有の自然資源と位置づけ、食肉等への有効活用の推進を掲げたところであります。

道といたしましては、エゾシカ管理計画の目標の達成に向け、市町村が行っている有害捕獲に加え、道みずからも、鳥獣保護区等を対象とした指定管理鳥獣捕獲事業を展開するなどいたしまして、捕獲機会の拡大と、地域におけるハンターの確保育成など、捕獲対策の一層の強化を図る考えでございます。

また、捕獲個体の有効活用につきましては、道内外のホテル、レストランを対象としたセミナーの開催や、給食における利用の拡大を図りながら、エゾシカ肉の栄養特性や、野生動物との共生を図るといった環境価値とあわせまして、道が創設したエゾシカ肉処理施設認証制度に対する理解を深めるなど、適切な個体数管理と、地域資源としての有効活用を含めた総合的なエゾシカ対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○菅原和忠委員 次に、アスベスト対策についてお伺いをしたいと思います。

10年ほど前に非常に社会問題化したわけでありますけれども、それに対するさまざまな対策が行われていると思います。

まず、アスベストが建築物にどのように使われ、どのような対策がこれまで行われてきたのか、お伺いをいたします。

○加藤貴弘委員長 環境保全担当課長木村幸子君。

○木村環境保全担当課長 アスベストについてであります。アスベストは、耐熱性、柔軟性、絶縁性、経済性などにすぐれているとして、建材を中心に幅広く使用され、国内では、昭和30年ころから、吸音、断熱のために、壁、天井、柱などに直接吹きつけられていたほか、昭和40年代以降、ビルの高層化、鉄骨化の進展に伴いまして、建築物の軽量耐火被覆材として大量に使用されてきました。

しかしながら、アスベストは人体に悪影響を及ぼすことが明らかになったことから、吹きつけ作業は昭和50年に、含有建材等の製造は平成16年に規制されたところです。

その後、平成17年に、アスベストを使用した建材を製造していた工場の元従業員やその周辺住民に、肺がん、中皮腫などの健康被害が生じていたことが明らかになり、大きな社会問題となったことから、国では、アスベスト被害の拡大防止などに取り組むため、労働安全衛生法を初め、大気汚染防止法、廃棄物処理法など関係法令を改正するとともに、平成18年9月からは、アスベスト含有率が0.1%を超える製品の製造などが全面禁止となったところです。

○菅原和忠委員 時間の関係もあって、最後の質問にしたいと思います。

きのうの朝日新聞で報道されておりましたが、アスベスト工場で被害に遭われた方が、労災の認定は受けているのですが、国家賠償訴訟を起こして、裁判をやられて、実際に補償された、そ

れと同様の対象になられる方を国でも把握されているのですが、個人が訴訟を起こさないと補償できない制度と申しますか、そういう現状にあることから、厚生労働省は、そういった方にリーフレットなどを送って、訴訟を起こすように促していくということでもあります。

そういった本当に重い被害と申しますか、大きな被害が及んだことについて、先ほど言いましたけれども、これまで、その都度対策がとられてきて、状況としては大分おさまっているとは思っています。

今は、封じ込めたり覆ったりして、飛散しないようにしているわけでもありますけれども、そうはいいながらも、一番心配なのが、災害時にアスベストが飛散する可能性があるということです。現実には、使われている建物がまだありますから、そういった建物が損壊した場合、アスベストが飛散するおそれがあるわけでありまして、災害時のアスベスト対策について、道はどのように取り組むのか、最後にお伺いしたいと思います。

○加藤貴弘委員長 環境局長相田俊一君。

○相田環境局長 アスベスト対策に関しまして、災害が発生した際の対策についてでございますが、道では、環境省が策定をした、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルに基づきまして、平成24年の地域防災計画の改定の際に、新たに、アスベスト飛散防止対策を設けまして、発災時の建築物等の被災状況の把握や、所有者などに対する応急措置の指導等の対策を盛り込んだところでございます。

また、市町村に対しましては、地域防災計画に、国のマニュアルに沿って実践的な対策を盛り込むよう通知を行ったところでございまして、今後とも、関係部や国の地方事務所とも連携をいたしまして、必要な情報の提供や、迅速かつ円滑に飛散防止対策が図られるよう助言に努めてまいります。

以上でございます。

○加藤貴弘委員長 菅原委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

花崎勝君。

○花崎勝委員 私からは、大きく三つの項目について、順次質問してまいります。

最初に、PCB廃棄物処理対策についてですが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約では、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるPCBやDDT等の残留性有機汚染物質の製造や使用の廃絶、制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を定めております。

条約の締結国である我が国では、PCBを含む高圧変圧器やコンデンサーを平成33年度末までに、安定器やPCB汚染物を平成34年度末までに廃棄物として適正に処理することとし、取り組みを進めておりますが、道内では、昨年8月に、蛍光灯の安定器からPCBが漏えいする事故が相次いで発生いたしました。

対象機器の点検や交換などの対応に追われたことから、今後のPCB処理の対応などについて、何点か伺ってまいります。

【第1分科会 10月2日 第3号】

初めに、PCBが使用されている機器について、期限までに廃棄物として処理するとされているものにはどのようなものがあるのか、その所有者や保管の状況などについてお伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 廃棄物担当課長土肥浩己君。

○土肥廃棄物担当課長 PCB廃棄物に関し、処理の対象となる機器などについてであります。PCBは、燃えにくく、電気絶縁性にすぐれていたため、主に、変電設備等の変圧器やコンデンサー、照明器具といった電気機器の絶縁油として使用され、環境省の調査マニュアルによりますと、昭和47年以前に建てられた工場、ビル等に設置された大型の変圧器、コンデンサーや、昭和52年3月以前に建てられた商用ビル等の蛍光灯、水銀灯などの業務用照明器具には、現在もPCBが使用されている可能性があるとしておまして、これらが処理の対象となっているところでもあります。

なお、使用中のPCB使用機器の所有者は、PCB特別措置法に基づき、道へ届け出を行うほか、期限までに取り外した上で、PCBの漏えいや紛失がないよう、処理施設に搬出するまでの間、適正に保管する義務があり、平成27年度末で、PCB廃棄物を含め、1147の事業所から届け出がされているところでもあります。

以上でございます。

○花崎勝委員 昨年事故を受け、道有施設におけるPCB使用安定器の点検の結果が5月の環境生活委員会で報告されました。その後の対応についても説明されておりましたが、実際にどのような対応を行ってきたのか、お伺いいたします。

○土肥廃棄物担当課長 道有施設のPCB使用照明器具への対応の状況等についてであります。昨年の8月に発生した漏えい事故を踏まえまして、昭和52年3月までに建築された道有施設を対象に、直ちに、PCB使用機器の再点検を指示したところでもあります。

その結果、1435施設で再点検が終了し、このうちの4施設及び閉鎖中の1施設でPCB使用照明器具が計18台あることが判明したところであり、このほか、高いところに設置されている施設などの確認を行っているところでもあります。

また、各施設の管理者に対しましては、使用中の機器については、速やかな交換等を求めますとともに、点検未了施設のフォローアップ調査を行っているところでありまして、その措置状況等につきましては、随時、ホームページなどで公表することとしております。

以上でございます。

○花崎勝委員 昨年事故は町有施設でも起きていることから、市町村が有する施設にも同様の対応が必要と考えておりますが、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

○土肥廃棄物担当課長 市町村施設への対応についてであります。昨年発生した照明器具からのPCB漏えい事故を受けまして、市町村所有施設におけるPCB使用照明器具の確実な把握のため、再点検の実施並びに早期交換等の徹底を改めて依頼したところでもあります。

道といたしましては、現在、その点検結果について取りまとめているところでありまして、対

象機器を使用している市町村に対しては必要な助言等を行うなど、PCB使用機器の早期処理を促進してまいる考えであります。

以上でございます。

○花崎勝委員 PCB廃棄物の処理には多額の費用負担を伴うことから、中小企業や個人向けの国の補助制度は用意されておりますが、地方公共団体に対する補助制度の適用がないため、処理を進める上でのハードルの一つとなっていると考えております。

道は、市町村を含め、今後、どのようにPCB廃棄物の処理を進めていく考えなのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 環境局長相田俊一君。

○相田環境局長 市町村における処理の推進についてでございますが、昨年、PCB特別措置法の改正を踏まえ、閣議決定をされた国のPCB廃棄物処理基本計画におきましては、地方公共団体みずからも、率先して、PCB廃棄物の早期処理及び使用製品の廃棄を進めることが求められているところでございます。

道といたしましては、みずから所有する施設におけるPCB使用機器の点検、交換や、確実に適正な処理を推進するとともに、市町村に対しましても同様の取り組みを促し、市町村が行うPCB廃棄物等の実態把握及び処理の促進が図られるよう、技術的助言等に努めているところでございます。

また、処理費用が市町村の負担になっておりますことから、引き続き、その財政支援について国に強く働きかけてまいる考えでございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 公共施設の実態について幾つか伺いましたが、民間事業者も、PCBが使用されている機器を所有しており、期限までに着実に処理を行うためには、既に廃棄物として保管しているものだけでなく、現に使用中のものも含めた対策を講じておく必要があると考えます。

民間事業者が所有しているPCB使用機器は相当の量に上ると思いますが、どのように把握し、着実に処理を進めていく考えなのか、お伺いいたします。

○相田環境局長 民間事業者の実態などについてでございますが、昨年度のPCB特別措置法の改正によりまして、新たに使用中の機器についても、大型のものは平成33年度、照明器具などは34年度を処理期限として、確実な処分が義務づけられましたことから、今年度、新たに、環境省の調査対象リストを活用し、事業者アンケートや電話確認による調査を進めますとともに、対象事業所が多い胆振とオホーツクの総合振興局に専任の職員を配置し、立入検査を実施するなどして、PCB使用機器などの把握を行っているところでございます。

また、道では、この10月から、電気機器のPCB処理の要否を判別する費用に対する支援を行うこととしたところでございまして、こうした取り組みにより、民間事業者等におけるPCB処理機器等の円滑な処理が推進されるよう努めてまいります。

○花崎勝委員 高濃度PCB廃棄物の処分費用については、中小企業者等への補助制度は用意さ

【第1分科会 10月2日 第3号】

れておりますが、運搬費用についての補助がなく、保管事業者の負担が大きいことから、処理が進まない例もあると聞いております。

PCB廃棄物処理計画の期限内の処理に向けて、保管事業者の責任において、処理または処理を委託させることは無論ですが、昨年改正されたPCB廃棄物特別措置法では、保管事業者が処理できない場合は道が代執行することが定められております。

PCB廃棄物の処理については、事業者の責任において処理することが義務づけられておりますが、何らかの事情で処理できない場合は、道が代執行して、その費用を徴収することができるかとされております。

費用負担が困難な事案について道が代執行せざるを得ないものなのか、今から、そういった事態を招かないような対策が必要であると考えますが、道の見解をお伺いいたします。

○相田環境局長 保管事業者への対応についてでございますが、道におきましては、今年度、処理対象となる機器の保管事業者などに対して重点的な立入検査を実施しており、資金不足などにより、処理期間内での処分の見込みが立っていない状況の把握にも努めているところでございます。

道といたしましては、立入検査などによって確認した実態や課題などを整理するとともに、処理が先行しております北九州処理事業所が所管する各県の対応状況なども参考にしながら、処分費用に対する国の支援制度や、機器の更新、処理による利点等について、きめ細やかな情報提供を行うなどして、期限内で処分を円滑に完了できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○花崎勝委員 室蘭の北海道PCB処理事業所では、道内はもとより、広域的な処理拠点として、1都18県を対象エリアとしているところであります。

早期処理の実現に向けて、道みずからが率先して取り組みを推進し、他県をリードしていく必要があると考えます。道は、どのような決意を持って早期処理に取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 PCB廃棄物に関し、早期処理に向けた今後の取り組みについてでございますが、道では、本年3月に、PCB特別措置法の改正等を踏まえ、北海道PCB廃棄物処理計画を変更し、未届け出となっておりますPCB廃棄物等の把握の徹底や、立入検査等による事業者への指導の強化、北海道処理事業所が対象とする1都18県や、国、電気保安関係団体など関係機関との連携の強化といった方策を明らかにして、確実かつ適正な処理を推進しているところでございます。

道といたしましては、PCB廃棄物の処理期限が、大型のものは平成33年度、照明器具等は34年度と迫る中、確実な処理の促進が極めて重要と認識しており、道みずからが保有するPCB廃棄物や使用機器の早期処理を徹底するとともに、道内の市町村はもとより、他県とも緊密に連携をし、北海道処理事業における期限内での処理の完了に向けて、しっかりと取り組んでまいりま

す。

以上でございます。

**○花崎勝委員** 次に、自然公園施設の整備についてであります。

昨年、環境省が展開する国立公園満喫プロジェクトに阿寒国立公園が選定されまして、世界水準のナショナルパークとするための取り組みが進められておりますが、さらに、本年2月に、道は、インバウンドを加速化し、稼ぐ観光を確立するため、北海道インバウンド加速化プロジェクトを立ち上げたところであります。

道内には、8月に名称が変わった阿寒摩周国立公園のほかにも、国立公園と国定公園がそれぞれ5カ所、道立自然公園が12カ所あって、豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然公園施設についても、観光資源としての活用が期待される場所ですが、これまでも何度か議会で議論されております公園施設の老朽化への対策が喫緊の課題となっておりますことから、以下、何点か伺ってまいります。

初めに、道内の自然公園施設についてですが、23ある自然公園施設に道が整備した施設はどのくらいあるのか。また、自然公園施設の老朽化などが大きな課題となっておりますが、その現状についてお伺いいたします。

**○加藤貴弘委員長** 自然公園担当課長小林隆彦君。

**○小林自然公園担当課長** 自然公園施設の現状についてであります。道では、これまで、自然公園において、歩道、公衆トイレが一体となった園地や野営場、避難小屋など、さまざまな施設を整備してきたところであり、その数は、国立公園に93カ所、国定公園に50カ所、道立自然公園に12カ所の、合計155カ所に及んでいるところでございます。

このうち、平成29年3月末で、整備後30年以上を経過したものが100施設で、全体の65%に当たり、厳しい自然環境の中に置かれているものが多く、劣化も激しいため、一部では、安全確保の観点から利用を制限している施設もあるところでございます。

**○花崎勝委員** 多くの自然公園施設において、老朽化による整備が必要とされておりますが、これまで、道は、どのような視点で施設を整備し、維持管理を行ってきたのか、なぜこのような事態を招くに至ったのか、その理由についてもあわせてお伺いいたします。

**○小林自然公園担当課長** 自然公園施設の維持管理などについてであります。本道は、雄大な自然景観や希少な動植物など、すぐれた自然環境を有しており、道では、これらの貴重な風景地の保全と適正な利用を図ることを目的として、自然公園施設の整備に取り組んできたところでございます。

維持管理に当たりましては、自然環境の保全や利用者の安全を優先して対応してきましたが、平成17年以降の国の支援制度の廃止、縮小などにより、財源の制約が強まり、適期の更新に対応することが難しかったことによるものでございます。

**○花崎勝委員** 厳しい道の財政事情のもとで、最小限の整備にも苦勞していることは容易に想像できると思いますが、第2回定例会の我が会派の同僚議員の一般質問に、地域のインバウンド戦



【第1分科会 10月2日 第3号】

略と連携しながら、自然公園の利便性や安全性の向上などが進むよう国に働きかけるとともに、地元自治体や企業と協力して受け入れ環境の整備に努めるとの答弁がありました。

インバウンドで真っ先に思い浮かぶのはニセコですが、パウダースノーという、世界で有数の雪質の魅力を備えているニセコのスキー場には、早くから、オーストラリアを初めとして、大勢の外国人観光客が訪れておりました。

外国の方の中には、いわゆる物見遊山的な観光旅行ではなく、そこでしか味わえない体験や交流を求めて北海道を訪れる人も多く、インバウンドの獲得のためには、自然公園施設の単なる手直しだけではなく、体験や交流といった場を提供できるような施設も必要であります。

国を挙げてインバウンドの受け入れ戦略を推進している中、これまでの施設整備の考え方だけでなく、インバウンドへの対応を念頭に置いた受け入れ環境の整備の視点では、改善を要する施設の優先順位も変わってくると考えます。

インバウンドの受け入れ環境の整備では、具体的にどのようなものが必要と考えているのか、お伺いいたします。

**○小林自然公園担当課長** インバウンドの受け入れ環境などについてであります。国や道の観光施策の推進等に伴い、本道を訪れる外国人観光客はここ数年で急増し、自然公園の利用形態も多様化していることから、それぞれのニーズに応じて、本道の自然環境の魅力を堪能していただくための受け入れ環境の整備が重要と考えております。

このため、自然公園施設につきましては、これまでの、自然環境の保全と適正な利用という観点に加え、訪日外国人観光客の方々の視点に立った安全性の確保や利便性の向上などを考慮する必要があり、案内標識の多言語化やトイレのユニバーサル化などについて、特に優先して取り組む必要があると考えております。

**○花崎勝委員** 国の満喫プロジェクトでは、阿寒摩周国立公園を初め、全国の8カ所で、厳選したモデル事業を核に、その成果を全国に展開する計画ですが、道の観光施策を考えると、成果待ちではなく、並行して、新たな視点での整備を進める必要があると考えます。

インバウンド対策として、特に緊急対応が必要な自然公園施設はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

**○加藤貴弘委員長** 生物多様性・エゾシカ対策担当局長東郷典彰君。

**○東郷生物多様性・エゾシカ対策担当局長** インバウンド対応が必要な施設などについてであります。訪日外国人旅行者の急増や、満喫プロジェクトとして阿寒摩周国立公園が選定されたことなど、自然公園へのインバウンド誘客の好機を生かし、道の観光戦略にも貢献するためには、自然公園の受け入れ環境を整備することが喫緊の課題と認識しております。

このため、本年6月、インバウンドの方々のニーズに応える視点から、道が管理する自然公園施設の緊急点検を実施したところ、155施設のうち、約半数の施設が、何らかの対応が必要と判断されたところです。

中でも、老朽化が激しく、安全性を確保する上で特に緊急的な対応を要すると考えられるもの

につきましては、42施設と全体の約4分の1であり、さらに精査を行っているところであります。

**○花崎勝委員** 国の、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議では、東京オリンピック・パラリンピック大会を迎える2020年で4000万人のインバウンド獲得を目標としておりますが、さらに10年後の2030年では6000万人を目標としているということでもあります。

そのためには、道も、インバウンド獲得に向けて、魅力ある自然公園施設に磨き上げる必要がありますし、持続可能な観光資源として発展させていくためにも、安定的な財源確保対策が求められます。

現在の状況を勘案すると、緊急的に対応が必要な施設も多く、国の交付金や起債など、一時的な対応も必要ですが、長期的な視点に立つと、将来へのツケとならぬよう、民間との協働など、恒久的な施設整備の財源確保も検討していく必要があると考えますが、道の見解をお伺いいたします。

**○小玉環境生活部長** 自然公園施設の整備についてであります。道内の自然公園施設におきまして、インバウンドの方々の受け入れ環境の整備を進めることは、利用者の満足度を高めるとともに、本道の魅力が世界に発信され、リピーターや新たな誘客の促進に結びつくことが期待されるところであります。

道といたしましては、今後とも、自然公園施設の整備に向け、自然公園整備のための国の交付金を効果的に活用するとともに、地域が主体となったインバウンド戦略や地方創生の取り組み等と協調した整備を促進してまいる考えであります。

また、風雪にさらされる屋外施設は、日常的な点検や簡易補修により、長寿命化を図ることができるものでございますことから、地元市町村や、自然公園で活動する企業、団体と一体となって維持管理に取り組み、本道の自然公園のさらなる魅力向上につなげてまいる考えでございます。

以上でございます。

**○花崎勝委員** 本道は、世界に誇れる豊かな自然環境を有しておりまして、自然公園でのインバウンドの受け入れ環境の整備は、本道の観光戦略にとって重要な課題であります。

すばらしい自然環境との出会いを求めて本道を訪れた外国人観光客の方々が、案内標識を理解できずに目的地にたどり着けないということや、老朽化した木道でけがをしたり、使い勝手の悪いトイレで不便を強いられるようなことがあっては、本道全体のイメージ悪化につながりかねません。

このような事態を招かないためにも、自然公園の環境整備は喫緊の課題であり、特に、今回の初めての調査で明らかになった、老朽化が著しく、緊急な対応を必要とする42施設について、道は最優先でしっかりと整備を進めるよう指摘しておきます。

また、恒久的な施設整備の財源の確保に向けての民間との協働については、現在、さまざまな分野で利用されているクラウドファンディングなども一つの手法と考えます。将来的な問題では

【第1分科会 10月2日 第3号】

ありますが、今後、みんなでアイデアを出し合い、幅広い観点から検討していただくよう求めておきます。

最後の3つ目の項目に移ります。

災害廃棄物対策についてであります。

昨年、台風により、道内では大きな被害を受けたところではありますが、ことしも、先日の台風18号の接近、上陸により、道内各地で被害が発生しております。

私の地元・札幌市厚別区も、平成26年に、豪雨による河川の氾濫で被害を受けておりますが、今後も異常気象や大規模な地震が起こることが想定され、いつ、どこで大災害が発生してもおかしくない状況であり、災害時の廃棄物処理は、平常時から対策を講じておく必要があります。

道では、災害廃棄物処理計画を早期に策定して、本道における処理体制の強化を図るとしておりますが、道の災害廃棄物対策について、以下、何点か伺ってまいります。

初めに、このたびの台風18号による大雨の影響で、大量の流木が海に流出し、アキサケ漁などへの影響が懸念される場所ではありますが、今回の台風で海岸に漂着した流木の状況はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

**○土肥廃棄物担当課長** 海岸への流木の漂着状況についてであります。9月18日の台風18号の接近、上陸によりまして、道内各地で大雨等による被害が発生したところあります。

現在、各振興局を通じて、海岸管理者及び市町村に対しまして、海岸への流木等の漂着状況の調査を指示しているところあります。9月26日現在、昨年の台風と同様に、十勝地域の海岸に大量の流木が漂着していること、さらには、河川の水量が大幅に増加した渡島地域、檜山地域などの海岸でも多くの流木が漂着しているとの情報を得ているところあります。

また、現在、海上を漂流している流木が、今後、海岸に漂着することも考えられますことから、引き続き、漂着状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

**○花崎勝委員** 水産業に影響が出ていますが、それらの漂着した流木への対応については、現在、どのように進められているのか、お伺いいたします。

**○土肥廃棄物担当課長** 海岸の流木への対応状況についてであります。現段階におきまして、今回の台風による漂着流木の量が最も多い十勝地域においては、これまで、国の補助金等を活用して、昨年の台風により発生し、再流出しないよう、押し上げ、集積をした流木の処分を進めていたところあります。今回の台風により、新たに大量の流木が海岸線に漂着いたしましたことから、再流出による、サケ定置網など水産業への影響が生じることのないよう、優先して、これらの流木の緊急的な押し上げ、集積を行っております。

また、今回の台風によって流木の漂着がありました他の地域についても、地域の状況に応じて、国の補助金等を有効に活用し、再流出による被害が生じないよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○花崎勝委員 国では、東日本大震災など、大規模地震の経験を踏まえ、平成26年に災害廃棄物対策指針を策定し、全国を8ブロックに分けて、大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画の策定を進めており、都道府県や市町村に対しても、指針を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定するよう求めているところです。

本年3月には、国が北海道ブロック計画を策定したと聞いておりますが、国が策定したブロック計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○土肥廃棄物担当課長 災害廃棄物対策に関する北海道ブロック計画についてであります。国は、近年の大規模災害を教訓に、広域的な災害廃棄物の処理体制を構築するため、全国の8ブロックで災害廃棄物対策行動計画を策定することとし、本年3月に、学識者や関係機関等で構成する協議会での議論を経て、大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定したところであります。

この行動計画におきましては、大規模な地震の発生による被害を想定した災害廃棄物処理における基本的な考え方や、国、道、市町村等の役割、災害廃棄物の処理方法などが示されておりますほか、発災時において、被災地域の状況に応じた支援を実施できるよう、平常時から、関係機関等で組織する相互協力体制を構築するなどの対策が示されているところであります。

以上でございます。

○花崎勝委員 道では、早期に北海道の災害廃棄物処理計画を策定するとしておりますが、計画の策定に向けたこれまでの取り組みと、今後、どのように進めていこうとしているのか、お伺いいたします。

○相田環境局長 道の災害廃棄物対策についてでございますが、道といたしましては、これまでも、環境省北海道地方環境事務所が設置した大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会に参画し、北海道ブロックにおける災害廃棄物処理対策に関して、情報交換や提案を行ってきたところでございます。

また、昨年の台風被害の際には、職員を被災市町村に派遣し、廃棄物の排出方法についての住民への周知や、仮置き場での分別方法等についての助言や技術的支援を行いましたほか、今年度から、新たに、地方環境事務所に職員を派遣し、国と連携して災害廃棄物対策に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、国のブロック計画を踏まえ、本道における災害廃棄物対策に関し、市町村への技術的助言など、道が具体的に実施する事項や、関係者が平常時から備えておくべき留意点などを示す災害廃棄物処理計画について、今後、学識経験者や市町村など関係者の御意見を伺いながら、素案を取りまとめ、議会議論、パブリックコメント等を踏まえまして、年度内の策定を目指す考えでございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 国のブロック計画と道の計画は、対象となる区域が同じであります。道が策定しようとしている計画では、国のブロック計画とどのように整合性を図ろうとしているのか、お

伺いたします。

○**相田環境局長** 国と道の計画の関係についてでございますが、国のブロック計画では、災害廃棄物の仮置き場や運搬手段の確保、初動対応の手順など、道や市町村が策定する計画に盛り込む対策の考え方などが示されておりますことから、道といたしましては、国のブロック計画を基本とし、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた、被災地域への支援体制の構築や市町村への技術的助言、市町村域を超えた処理のための広域的な調整など、道が実施する取り組みを盛り込んだ計画を策定する考えでございます。市町村が、国と道の対策を一体的に参照できるよう、国とも協議しながら、策定作業を進めてまいります。

なお、国のブロック計画では、道内で最も被害が大きい内陸型及び海溝型の地震を想定しておりますが、道が策定する計画におきましては、昨年や先日の台風等による被害を踏まえて、風水害も対象に加えて策定する考えでございます。

以上でございます。

○**花崎勝委員** 最後の質問になります。

一たび大規模災害が起きると、大量の災害廃棄物が発生することから、迅速かつ適切な対応が求められますが、一歩間違えると、処理が停滞し、生活環境の悪化や、復旧、復興のおくれにつながりかねない事態を招きます。

道では、今後、災害廃棄物対策をどのように推進していく考えなのか、伺いたします。

○**小玉環境生活部長** 今後の災害廃棄物対策についてでございますが、災害廃棄物を円滑、迅速に処理するためには、発災時に備えた関係者による連携協力体制を平常時から構築しておくことが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、国のブロック計画を踏まえつつ、甚大な被害をもたらした風水害も想定した災害廃棄物処理計画を策定するとともに、協議会の構成機関と一体となって、市町村が地域内でみずから災害廃棄物を適正に処理できるよう、技術的な助言等を行うことはもとより、市町村、民間事業者などとの連携体制の構築や、被災市町村だけでは処理が困難な場合の広域的な支援に向けた調整など、計画に基づく取り組みを着実に推進することにより、本道における災害廃棄物処理体制の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○**花崎勝委員** 先ほどの答弁にもありました十勝管内の流木漂着の様子をテレビのニュースで見ましたが、大樹町の海岸が見渡す限り流木で埋め尽くされた光景は、驚きよりも、恐ろしいというのが正直な気持ちでした。

これから、アキサケ漁が最盛期を迎えますし、シシャモ漁も始まりますが、しけなどで、一旦、岸を離れると、流木が定置網などを傷つけ、海底に沈むとシシャモ漁の妨げになることは、昨年の例でも明らかであります。このような事態を招かぬよう、早急に漂着流木の処理を進めることを強く求めておきます。

また、災害廃棄物対策は、避けて通れない問題です。

先ほどの答弁では、風水害も対象とした災害廃棄物処理計画を年度内に策定するとの考えが示されておりますが、計画は、つくることが最終目的ではなく、災害発生時にしっかりと機能してこそ、意味を持つものであります。使える災害廃棄物処理計画となるよう、また、関係機関が十分連携協力して対応できるシステムとなるよう求めておきます。

以上で質問を終わります。

○加藤貴弘委員長 花崎委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 イランカラテ。

初めに、民族共生象徴空間と地域振興について伺ってまいります。

民族共生象徴空間は、我が国の先住民族であるアイヌ文化の振興はもとより、多様性を重んじ、豊かな文化や異なる民族との共生について世界に発信するための拠点として、極めて意義深い施設になると考えます。

私自身も、先般の議場コンサートにおいてアイヌ古式舞踊などを拝見し、また、先日は、地元のアイヌ協会で行われましたコタンの伝統的な儀式にも参加をさせていただき、改めて、アイヌ文化のとうとさを感じたところであります。

一方、2020年4月24日の開業まで2年半と、残された時間は限られており、施設整備を初め、基本構想で掲げる年間来場者数100万人の実現に向け、オール北海道での取り組みを加速していかなければなりません。

そのような視点のもと、以下伺ってまいります。

まず、現在のアイヌ民族博物館の来館者数がどのようになっているのか、過去5年の内訳を伺います。

また、現状の来館者の内訳から、民族共生象徴空間の開設に向け、課題をどのように分析しているのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 アイヌ政策推進室参事永田英美君。

○永田アイヌ政策推進室参事 イランカラテ。

アイヌ民族博物館の入場者数などについてであります。アイヌ民族博物館は昭和51年に設立され、その入場者数は60万人から80万人台で推移し、平成13年度以降は20万人台となり、平成24年度には、前年の東日本大震災の影響などもあり、約15万人にまで落ち込んだものの、平成25年度以降は徐々に回復し、以後、19万人前後で推移しているところでございます。

ここ5年間の入場者数の内訳といたしましては、団体客が全体の約7割を占め、さらに、団体客の3割近くを高校生が占めているのが特徴となっております。

また、海外からの入場者数が全体の4割弱を占め、うち、韓国、タイの2カ国でその約6割を占めているところでございます。

修学旅行等の高校生や、インバウンド観光の拡大による東南アジアからの団体客が大きな割合を占めているものの、他地域を訪れている欧米からの観光客に対する誘客の強化や、地域資源を

【第1分科会 10月2日 第3号】

生かした滞在型観光へのニーズに応える受け入れ体制づくりなどが課題となっているものと承知しております。

以上でございます。

○赤根広介委員 団体客では高校生が3割を占め、インバウンドが全体の4割を占めているということで、まさに、今、世界からも注目されつつある状況であります。

そこで、年間来場者目標100万人の実現に向け、現在、道は、アイヌ文化を発信するプロモーションなどの強化に取り組んでいると承知しております。

アイヌ文化の世界観を体現した展示、アイヌ古式舞踊の企画など、民族共生象徴空間自体の魅力ある事業展開はもちろんでありますが、交通アクセス、宿泊施設などの環境整備を初め、課題は多いと考えます。道の認識と今後の取り組み方針についてお伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 アイヌ政策推進室長杉崎哲志君。

○杉崎アイヌ政策推進室長 イランカラテ。

年間来場者目標100万人の実現に向けた取り組みについてであります。国内外から多くの方々が民族共生象徴空間を訪れ、アイヌ文化への理解を深めていただくためには、魅力ある展示、演出に加えまして、周辺の交通アクセスの充実や、商業施設、宿泊施設など、受け入れ環境の整備が重要と考えております。

このため、道では、本年7月に、国及び企業等との連携による、開設準備を支援するプロジェクトチームを設置しまして、象徴空間における誘客促進策や魅力的な演出などについて、企画検討を進めているところであります。

また、国道の整備や特急の増便など、交通アクセスの充実について、国やJR北海道に対する要望を行うほか、周辺の道路、商業観光施設などの整備等についても、地元・白老町や商工団体の皆様と一体となって取り組んできているところであり、象徴空間を訪れる方々のさまざまなニーズに応える、ハード、ソフトの両面の取り組みを促進し、目標の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 ぜひ、着実に取り組んでいただきたいと思っております。

次ですが、民族共生象徴空間の開設に当たりまして、文化伝承、体験交流事業を行う上で、人材の確保は重要な課題であります。

知事公約でもありますほっかいどう未来チャレンジ基金の1期生が、この夏から、それぞれの目的の達成のために、世界各地へ羽ばたいております。

その中の一人、福沢大貴さんは、道のホームページによりますと、ファッションを通して、アイヌ文化、中でもアイヌ文様を世界に発信し、ブランド化、トレンド化を図ることを目的に、北海道のファッションの水準を上げ、アイヌ文様をファッションとして捉え、世界に広めたいと、意気込みを語られております。

まずは、アイヌ文化の伝承を支える人材の育成が必要不可欠であります。今後は、先ほど大越委員からの御質問にもありました漫画、アニメなどとともに、アイヌ文化の新たな切り口での

発信や振興という視点からも、ぜひ、福沢さんのような人材を育て、取り組みを支援していくことも大事なことだと私は考えますが、道の見解と今後の取り組みをお伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 アイヌ政策推進室参事永浦政司君。

○永浦アイヌ政策推進室参事 イランカラテ。

アイヌ文化の伝承を支える人材の確保などについてであります。道では、アイヌ文化財団を通じ、アイヌ文化に関する知識、技術を身につけていただく伝承者育成事業や、アイヌの伝統文化を学ぶ団体、学校等へのアドバイザーの派遣を行うほか、アイヌ工芸作品コンテストの開催などを通じ、アイヌ文化を担う人材の確保育成を支援してきたところでございます。

また、道内では、博物館等の学芸員や研究者以外にも、郷土史等を学んだボランティアの方々に、説明員として御活躍いただいているほか、最近では、アイヌを題材とした漫画が若い人たちの間で評判となり、これをきっかけに、アイヌの歴史や文化に関心を寄せる人たちもふえてきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした取り組みの一層効果的な展開を図りますとともに、国、アイヌ関係団体などとも連携を強め、大学生や、地域で文化活動に熱心な方々など、多様な人材にアイヌ文化の振興に携わっていただけるよう、積極的に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 次に、民族共生象徴空間の開設に当たりまして、その開設を世界に発信するとともに、効果を最大限発揮するためには、象徴空間自体の取り組みはもとより、周辺地域やオール北海道で例えばオープニングイベントを開催するなど、開設と同時にスタートダッシュを図るような仕掛けが必要と考えますが、所見を伺います。

○永田アイヌ政策推進室参事 民族共生象徴空間の開設に向けた取り組みについてであります。道では、開設への機運の醸成や誘客促進を図ることを目的に、昨年11月、官民を挙げた応援ネットワーク組織を立ち上げ、ポスターやPR動画の作成、ポータルサイトの開設など、情報発信に取り組んできたところであります。

また、開設1000日前に当たる本年7月29日には、札幌、白老、室蘭で同時にカウントダウンセレモニーを開催したほか、アイヌ文化の振興に意欲的な市町村や地域の皆様などとも連携を図りながら、道内各地で、アイヌ古式舞踊の実演や伝統工芸の展示など、アイヌ文化発信イベントを行い、開設に向けた機運の醸成に取り組んできているところでございます。

道といたしましては、応援ネットワーク組織に参画いただいている市町村、企業や団体等の皆様から、アイデア、御支援などもいただき、オール北海道で、開設への機運の醸成や情報発信に取り組みながら、今後、国や運営主体と連携して、効果的なPRを図ることができるよう、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、機運の醸成をどんどん図っていただきたいわけではありますが、2020年に開設する民族共生象徴空間を核として、地域に点在する文化がつながり、点から面へと広がることによって、持続可能な北海道を実現したい、そんな思いを持ったアーティストの方た



【第1分科会 10月2日 第3号】

ちがいらっしゃいます。

彼らは、白老町にある飛生アートコミュニティーを拠点に、これまで、廃校を利用し、森づくりを通じた文化芸術の創造と地域おこしに取り組んでおり、象徴空間の開設時における胆振地域全体での文化芸術祭の開催に向け、準備を進めております。

象徴空間の幕あけを飾り、象徴空間とリンクした胆振地域での国際文化芸術祭を開催することにより、アイヌ文化を核とした本道の文化を大きく発信し、相乗効果を生みながら、象徴空間の開設効果を広げたいということでもあります。このような取り組みが全道で活発化することを期待するわけでもあります。

道としても、今後の地域文化の振興のモデルとなり得るこの取り組みを積極的に支援していくべきと考えますが、所見を伺います。

○加藤貴弘委員長 文化・スポーツ局長甲谷恵君。

○甲谷文化・スポーツ局長 文化芸術資源を生かした地域の活性化についてでございますが、国では、文化芸術立国の実現に向け、文化芸術資源の活用による経済波及効果の拡大や、文化芸術、観光、産業が一体となって新たな価値を創出することなどを、各種の方針で強く打ち出しているところでございます。

また、2020年は、スポーツのみならず、文化の祭典でもある東京オリンピック・パラリンピックが開催され、我が国の多彩な文化を世界へ発信する好機であることから、民族共生象徴空間の開設と連動した文化芸術祭の開催も有意義な取り組みであると認識しております。

道といたしましても、芸術文化の振興が、地域づくりや、観光、産業などの発展にもつながるよう、道内各地で進められている、地域の文化芸術資源を活用した取り組みについて、国や道の施策の効果的な活用を促すなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 ぜひ、胆振地域に限らず、道内各地の動きをしっかりと把握されて、効果的な取り組みが一体的に展開されるよう、道のお力添えを求める次第であります。

さきに述べましたように、開設までの準備期間は限られております。民族共生象徴空間の開設効果を全道各地に波及させることとあわせて、地域の魅力を高めることで、象徴空間の価値が一層高まる、こういった仕組みを早急に構築していくことが求められます。

しかしながら、現状、地域からは、開設までに何をしたらよいかかわからないとか情報が不足しているなど、ジレンマを抱えた声も聞こえてまいります。

道としては、地域からのこれらの声をどのように受けとめ、この間、連携を図ってきたのか、伺います。

○杉崎アイヌ政策推進室長 地域との連携についてでございますが、道では、昨年11月、開設への機運の醸成や誘客促進などにオール北海道で取り組むため、官民を挙げた応援ネットワーク組織を設立し、国、経済団体、北海道アイヌ協会を初め、アイヌ文化の振興に取り組む市町村や団体、企業などのほか、周辺の自治体にも参画をいただいたところであります。

また、本年2月に、この応援ネットワークの部会を開催しまして、民族共生象徴空間の整備の進捗状況や、道、市町村の取り組みのほか、企業、団体等による応援事例の共有を図るとともに、参加団体、企業等の皆様に、連携、協賛、応援の各事業に取り組んでいただくよう、働きかけを行ったところであります。

道としては、今後より一層、総合的な情報発信に取り組むとともに、企業、団体等の皆様から、みずから取り組む事業などの提案等をいただき、関係機関や事業とのマッチングを行うことで、さまざまな主体による取り組みが具体化できるよう、支援してまいる考えであります。

○赤根広介委員 今後、具体的な事業を検討し実施していくために、例えば、開設支援プロジェクトチームと緊密に連携を図ることができる地域組織を総合振興局単位で設置し、より重層的な体制のもと、相互の意思疎通、情報共有はもとより、道内各地と連携した具体的な民族共生象徴空間への誘客モデルルートの形成、地域間連携のあり方について、一層議論を深めていく必要があると考えます。道の認識と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 イランカラテ。

民族共生象徴空間に関し、地域との連携体制の構築などについてであります。象徴空間は、我が国が誇るべきアイヌ文化を、国内外の多様な人々へ発信することを通じて、アイヌ文化の復興等に寄与するとともに、道内の各地域のアイヌ文化の振興、活性化につながるものでありますことから、その開設効果を全道各地へ広げていくことが重要と考えております。

国におきましては、今年度、象徴空間への来訪者像を整理し、今後の海外へのプロモーション等の展開に向けた調査を行うとともに、象徴空間と道内の他地域との連携方策の検討などを行う検討会を設置することとしております。

また、道におきましては、今年度から、広域のアイヌ文化周遊ルートづくりへの支援などを実施しているところであり、今後、国における地域連携の検討結果を踏まえるとともに、象徴空間が開設される白老町の周辺市町村はもとより、全道に向けて、振興局における地域振興や観光振興などの各種会議等も活用し、積極的に情報発信を行い、全道各地との連携の強化を図ってまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 国において検討を行う検討会を設置されるということですが、ぜひ、スピードを上げて取り組んでいただきたいと思っておりますし、連携のあり方が具体的に示されますよう、道の積極的なアプローチも求めておきたいと思っております。

次に、スポーツ振興についてお伺いをいたします。

国の第2期スポーツ基本計画の答申におきまして、国は、支援を求める障がい者スポーツ団体と、支援の意向を持つ民間事業者とのマッチングなどにより、障がい者スポーツ団体の財政基盤の強化を促進することとしております。

道においても、国の施策に呼応し、地域の競技団体と、障がい者スポーツを支える企業との連

【第1分科会 10月2日 第3号】

携協力が進むよう、積極的に取り組むべきと考えますが、これまでの取り組みの状況と今後の方策について伺います。

**○甲谷文化・スポーツ局長** 障がい者スポーツの支援の強化についてであります。道では、包括連携協定を締結している金融機関との協働により、障がい児・者のスポーツ団体等に対する助成や、基金による支援を行うとともに、大型商業施設の協力を得てパラスポーツ体験イベントを開催するなど、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

このほか、各企業では、CSRの一環として、大学や関係団体と連携し、体験会、セミナーなどを実施しており、道も、広報や運営に協力しているところでございます。

道といたしましては、東京オリンピック・パラリンピックを3年後に控え、こうした民間レベルでの障がい者スポーツ支援の取り組みが、今後、多種多様な業界でさまざまな形で活発化していく好機と考えており、今後とも、こうした企業との情報共有や連携を一層深めるとともに、障がい者スポーツ団体の状況も把握し、その体制強化に向け、国などの施策の活用も図りながら、障がい者スポーツを支える地域社会の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○赤根広介委員** ぜひ、インセンティブ制度の創設なども含め、効果的な取り組みの推進を図っていただきたいと求めておきます。

次に、オリンピックの活用について伺いますが、昨日、私の地元・登別市に、バドミントンで名をはせたオグシオペアの小椋さんがお見えになりまして、セミナーや子どもたちへの指導などを行い、大変盛況だったというふうに伺っております。

国内のオリンピックを、スポーツの指導者あるいは伝道師などとして積極的に活用するために、道でもネットワークづくりを行う必要があると考えますが、所見を伺います。

**○加藤貴弘委員長** スポーツ振興課長長谷川浩幸君。

**○長谷川スポーツ振興課長** オリンピックの活用についてであります。道内には多くのオリンピックやパラリンピアンがおり、スポーツチームの指導や、自治体におけるスポーツ施策のアドバイザー、さらには、スポーツイベントやセミナーでの講師を務めるなど、さまざまな分野で活躍されているところであります。

道におきましても、本道出身のアスリートを講師として招き、小学生と一緒に競技を体験するチャレンジ教室や、保護者を対象として、スポーツの大切さなどを伝えるペアレンツスクールを全道各地で開催しているところであります。

また、平成22年に道内のオリンピックが参加し、昨年にはパラリンピアンも加わり、現在、280名のアスリートから成るネットワーク体制である北海道オリンピック・パラリンピアンズが活動を行っており、道としましては、こうした団体との連携を強め、道内のスポーツ振興とアスリートの育成等に努めてまいります。

以上でございます。

**○赤根広介委員** 現在、280名のアスリートから成るネットワークがあるということでございま

すので、ぜひ、効果的な活用に向けて、道としての支援をさらに強めていただきたいと求めています。

道では、平成27年の5月に北海道オリパラの会を設立いたしました。設置根拠としては、新・北海道ビジョン推進方針の政策78の「「スポーツコミッション」の設立」であると承知しております。

ここでは、スポーツを通じて、新たな観光・交流人口の拡大、地域経済の活性化を図るため、スポーツに関するシティーセールスやマーケティング活動をワンストップで展開する専門組織として、官民連携によるスポーツコミッションの設立が明記されております。

北海道オリパラの会の結成から、2年余りが経過しておりますが、新・北海道ビジョン推進方針や、設立時に掲げた目的を着実に果たしているとお考えか、これまでの取り組みに関する評価とあわせて所見を伺います。

**○長谷川スポーツ振興課長** 北海道オリパラの会についてであります。北海道オリパラの会は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、本道の食、観光、地域文化の魅力の発信や、障がい者スポーツの普及などに官民一体となって取り組むため、自治体、企業、大学等を構成員として、平成27年5月に発足したものであります。

これまで、大会に係る情報共有や、参加国と地域との交流を図るホストタウンの推進、さらには、構成員である札幌大学などにおいて、学生や社会人を対象に、寄附講座の「パラリンピック概論」を開催するなど、障がい者スポーツの普及にも取り組んできたところであります。

また、本年1月には、北海道オリパラの会に参画する産学官の実務者による北海道スポーツ成長産業戦略ワーキングチームを設置し、スポーツを通じた地域の活性化策などについて、情報共有や検討を行っており、構成員が持つそれぞれの強み、ネットワークを生かした、スポーツによる本道の活性化に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

**○赤根広介委員** 北海道オリパラの会と、札幌市や道内外の地域、自治体に設置されているスポーツコミッションとの連携はどのようになっているのか、伺います。

**○長谷川スポーツ振興課長** 道内の自治体との連携についてであります。道内におけるスポーツコミッションの設置状況は、今年度、スポーツ庁が実施したスポーツコミッション設立状況等調査によりますと、北海道オリパラの会を初め、さっぽろグローバルスポーツコミッションや旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会など9団体となっているところであります。

また、網走市や士別市、北斗市などにおきましては、自治体が直接窓口となり、国内外からの合宿や国際スポーツ大会の誘致等に積極的に取り組んでいるところであります。

道では、こうした地域と連携し、施設等の競技環境や担当窓口の情報を、ホームページ等を活用して多言語で発信するほか、さっぽろグローバルスポーツコミッションにつきましては、道も構成員として参画し、道内の合宿情報の提供や、受け入れ施設等の広域的な調整を行っていくこととしているところであります。

以上でございます。

○赤根広介委員 スポーツコミッション事業の目的は、新成長産業の創出であり、地域活性化でありまして、北海道オリパラの会の活動は、本来の北海道スポーツコミッションの事業の一部と考えます。

当該事業につきましては、本来の役割を果たし、目的を達成するためにも、国を初め、関係機関と連携しながら、北海道の潜在的な能力を発揮することができるよう、産学官や道内の市町村を取り込んだ真の北海道スポーツコミッションとして、体制強化を図るべきと考えますが、所見を伺います。

○甲谷文化・スポーツ局長 北海道スポーツコミッションの体制強化についてであります。北海道オリパラの会は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食と観光や地域文化の魅力、スポーツ合宿等の適地としての北海道の優位性の発信などに、道内の自治体や経済界などが一体となって取り組むために発足したところでございます。

スポーツの成長産業化や、スポーツを通じた地域活性化といった、新たなスポーツの価値を広げていくためには、産学官や市町村が連携した取り組みが重要であることから、道といたしましては、今後、北海道スポーツ成長産業戦略ワーキングチームにおきまして、国の施策や全国の先進事例などに関する情報共有を行い、スポーツコミッションの機能の充実に向けて、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員 先ほどから議論をしておりますように、道や道内の自治体では、スポーツを通じた地域活性化の取り組みを進めており、その代表的なものが、合宿や国際大会など大規模大会の誘致であります。

そこで、道内における最近の国際大会などの開催状況について伺います。

○長谷川スポーツ振興課長 道内における大規模なスポーツ大会の開催状況についてであります。昨年度、道内で開催された国際大会は、夏季競技では、国際ソフトテニス札幌大会、冬季競技では、NHK杯国際フィギュアスケート競技会、2017冬季アジア札幌大会、障がい者競技では、IPCノルディックスキーワールドカップとなっているところであります。

また、全国大会につきましては、学生剣道、スキー、パークゴルフなど、100を超える競技会が道内各地で開催されたところであります。

以上でございます。

○赤根広介委員 道が把握されているだけでも、相当数の大会が開催されているということでありまして。

これらの開催状況、さらに申し上げますれば、開催決定に至るまでの検討や開催地の調整などについては、既存の組織でありましたら、北海道スポーツコミッションを名乗る北海道オリパラの会が一元的に集約し、中心的な役割を果たすとともに、開催地、競技施設、各団体などとの調整を図り、最適な環境で合宿や大会が開催されることが望ましいと考えますが、どのように対応

しているのか、伺います。

**○長谷川スポーツ振興課長** 情報の一元化などについてであります。本道の豊かな自然と冷涼な環境は、アスリートにとって、最良の練習やクールダウンの場となり、各地において、道内外のスポーツチームによる合宿や各種スポーツ大会が行われているところであります。

合宿やスポーツ大会に当たっては、競技団体と市町村等との連携や調整が不可欠でありますことから、道としましては、各地域のスポーツ施設、担当窓口の情報を一元的に発信するなどし、チームや大会主催者のニーズに沿って、円滑に地域を選択できるよう努めているところであります。

以上でございます。

**○赤根広介委員** 情報発信はしておりますが、受け入れのほうは、一元的な集約はされていないというふうに受けとめさせていただきます。

道内で、官民を挙げて熱心にスポーツ合宿の誘致に取り組んでいる自治体の一つとして、釧路市が挙げられます。冷涼な気候を売りに、競技施設の整備などに取り組み、市内での合宿の延べ参加人数は、過去5年で実に5倍に増加しております。

一方で、ことしの8月には、合宿を希望していた団体が、宿泊先を確保できずに合宿を断念するという事態が生じたとのこととあります。道として、このような事態をどのように受けとめているのか、伺います。

**○長谷川スポーツ振興課長** 合宿受け入れの課題等についてであります。地域が、多くの競技団体やチームから合宿地として選ばれることは、日ごろの熱心な誘致活動の成果であり、地域活力の創出につながるものと考えております。

一方、地域のスポーツ施設等の環境は評価されるものの、宿泊施設の確保ができないことから、合宿の円滑な受け入れが困難になるケースもあるものと考えており、こうした受け入れの課題に応じ、近隣の市町村や観光団体等との連携により、施設、機能を補完、調整することが必要と認識しているところであります。

以上でございます。

**○赤根広介委員** 施設、機能を補完、調整することが必要との認識は示されたわけですが、現実には、それが実行されていないというふうに思います。

例えば、先ほどの合宿断念の件から浮かび上がる課題といたしましては、競技種目が異なる大会などの開催について、情報を一元的に集約、管理し、交通整理を図る、いわゆる司令塔ともいべき機能が不在だということが考えられます。

スポーツ大会の規模が大きくなれば、少なくとも開催の2年以上前から場所や時期の検討を開始しますし、競技によっては、全道各地の単純なローテーションで開催している大会も少なくありません。

開催までに一定の時間的猶予があることから、具体的な例を挙げますが、釧路市で、2年後の陸上競技大会の開催の検討が始まった時点で、同時期に野球とバスケットボールの大会の開催が

【第1分科会 10月2日 第3号】

既に決定していたとすると、種目が異なるため、競技施設の確保は問題なく完了するわけでありませんが、いざ大会が近くなり、参加チームが宿泊施設を確保しようとしても、既に宿泊施設は満室状態であり、関係者は、宿の確保に追われるわけであります。

急増する外国人観光客による観光需要と、スポーツの成長産業化を、本道の発展の両輪として効率よく進めるためには、現有するさまざまな資源をいかに効率よく活用するかが重要と考えます。

その意味では、地域、競技団体、民間など、それぞれの情報を共有し、広域的に大会やイベントの開催の調整を図ることができる機能は欠かせないものと考えます。スポーツ王国・北海道、そして観光立国・北海道を実現するために必要な取り組みと考えますが、道の所見と今後の対応について伺います。

**○甲谷文化・スポーツ局長** 関係団体等との連携についてであります。東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、国内外からの合宿の誘致やスポーツ大会の開催は、さまざまな分野で海外との交流が深まり、交流人口の拡大にもつながり、スポーツの振興はもとより、観光振興、地方創生にも寄与すると認識しております。

このため、道では、これまで、ホームページを通じ、合宿に必要な気候や施設に関する各市町村の情報に加え、食、観光資源などの地域の魅力を発信してきたところでございます。

また、現在、自治体や競技団体に加え、観光、金融、交通などの民間企業の実務者から成る北海道スポーツ成長産業戦略ワーキングチームを設置し、合宿や大会の誘致促進の体制について検討を進めているところでございます。

今後、こうした検討を踏まえるとともに、全国の先進事例を参考にしながら、市町村や各競技団体が、それぞれ創意工夫を凝らして合宿や大会を誘致できるよう、各種施策などの活用をサポートする一方、個々の取り組みでは難しい総合的なマーケティングや、広域的な補完と調整などを担える体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○赤根広介委員** ぜひ、具体的な体制整備を図っていただきたいと思えます。

私も、8月に釧路を訪れる機会がありまして、実際、3カ月ぐらい前から宿を探したものの、市内ではどこもなくて、何とか同僚議員のついでで阿寒に泊まることができたのですが、2日間、市内まで片道1時間半の往復を余儀なくされたという、大変苦い経験がございます。そういった調整機能はこれからますます必要になると私は思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後の質問になります。

道では、これまでも、スポーツ界で活躍したオリンピックやパラリンピアンと子どもたちが触れ合う機会の創出、世界で活躍する有望選手の発掘、育成、女性アスリートの競技力強化プログラムの開発に取り組むなど、スポーツ王国・北海道の実現を目指して取り組んでいると承知しております。

今後は、健康増進や共生社会の実現、さらには、スポーツの成長産業化、地域活性化の視点も持ちながら、オール北海道の体制で取り組みを推進していくことが求められるわけですが、どのように取り組んでいくのか、部長の決意を最後にお伺いいたします。

**○小玉環境生活部長** スポーツ振興に関し、今後の取り組みについてであります。道におきましては、健康で心豊かな人材を育成するとともに、潤いと活力のある地域づくりを目指し、子どもから高齢者までがスポーツに取り組むことができるよう、総合的なスポーツ振興に取り組んでいるところでございます。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、スポーツの成長産業化や、スポーツによる地域の活性化、スポーツによる共生社会の実現など、スポーツの価値が大きく変化しているところであります。

道といたしましては、こうしたスポーツへの追い風を生かし、庁内の関係部はもとより、道内の市町村、競技団体、経済界の方々との連携を強め、スポーツ・ツーリズムの振興や、スポーツコミッションの機能の充実、東京パラリンピックで活躍できる有望選手の発掘、育成、女性アスリートの競技力強化プログラムの開発、そして、スポーツ施設を核としたまちづくりの推進などに取り組む、地域の誰もが、いつまでもスポーツに親しみ、可能性を伸ばせる環境づくりをオール北海道で推進してまいります。

以上でございます。

**○赤根広介委員** ありがとうございます。

**○加藤貴弘委員長** 赤根委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

真下紀子君。

**○真下紀子委員** 私は、銀行カードローンの利用等に係る消費者保護について伺います。

昨今は、カラスが鳴かない日はあっても、カードローンのCMがない日はないということだそうです。

消費者金融は、総量規制が導入されて利用が減少した一方で、銀行が発行するカードを使って、銀行やコンビニのATMから、無担保で個人が現金を借りられる銀行カードローンによって、高金利で過剰な借入れが生活破綻につながる被害が増加しています。

このことは国会でも問題になりまして、共産党の大門実紀史議員が取り上げました。その後、9月になってから、金融庁が立入検査に入るという状況になっています。これは、消費者の声によって異例の検査が実現したのだと考えております。

そこで伺います。

まず、多重債務の消費生活相談の推移と状況、また、多重債務に陥った原因、相談内容についてお示してください。

**○加藤貴弘委員長** 消費問題対策担当課長松浦久栄君。

**○松浦消費問題対策担当課長** 多重債務にかかわる消費生活相談の状況についてであります。消費者安全課及び道立消費生活センター、並びに、市町村の消費生活相談窓口で受け付けた多重



【第1分科会 10月2日 第3号】

債務に関する相談の件数は、平成26年度が555件、27年度が554件、28年度が478件となっております。

多重債務に陥った主な原因といたしましては、収入の減収やギャンブル、自営業者の運転資金の不足などとなっております。また、主な相談内容といたしましては、借金返済のための債務整理の方法や法律相談窓口に関する問い合わせなどとなっております。

○真下紀子委員 きっかけは、収入の減少であったりギャンブルであったりするわけですが、多重債務を原因とする自殺の推移はどうなっているのでしょうか。また、自己破産件数の推移もあわせて伺います。

○松浦消費問題対策担当課長 多重債務を原因とする自殺の件数などについてであります。厚生労働省及び警察庁が実施した統計調査によりますと、多重債務が原因と見られる自殺者数は、全国で、平成26年度が677人、27年度が667人、28年度が604人となっております。

また、最高裁判所が公表している司法統計によりますと、個人における自己破産の件数は、全国で、平成26年度が6万5189件、27年度が6万3856件、28年度が6万4637件となっております。

なお、これらにつきまして、都道府県別の件数は公表されていないところでございます。

○真下紀子委員 全国の数とはいえ、多重債務を原因として、年間で600人以上の方たちがみずから命を絶ち、6万5000件前後の大変多くの数の自己破産に至っているという状況です。

では、どこに相談し、どのような解決策がとられるのか、伺います。

○松浦消費問題対策担当課長 多重債務にかかわる相談窓口などについてであります。道では、消費者安全課及び道立消費生活センターにおきまして、多重債務にかかわる相談対応を行っており、専任の相談員が丁寧に事案を聞き取った上で、債務整理が必要とされる案件につきましては、法的な解決策として、法テラスや弁護士会を紹介するなどの対応を行っており、買い物、ギャンブルのために浪費や借金を繰り返すなど、依存症が疑われる場合につきましては、心のケアに関して適切な対応が行われるよう、精神保健福祉センターや保健所の相談窓口を紹介するなど、相談内容に応じた助言等を行っております。

○真下紀子委員 医療や福祉との連携も必要になっているということなのですね。

それで、本題に入っていきます。

国内のカードローン等の残高が、近年、急増している状況にあると言われておりますけれども、貸付残高の推移はどのようになっているのでしょうか。

○松浦消費問題対策担当課長 銀行カードローンの残高の状況についてであります。日本銀行において公表されている銀行カードローンの残高につきまして、全国における過去10年間の状況を見ますと、平成19年度から24年度末までは3兆5000億円前後と、横ばいの状況でありましたが、その後、急増し、平成28年度末時点では5兆6024億円と、平成24年度末から5割以上の増加となっております。

なお、これらにつきましても、都道府県別の額は公表されていないところでございます。

○真下紀子委員 収入の減少が借入れのきっかけという先ほどの答弁でしたので、北海道でも

同じように急増しているのじゃないかと推察されるところです。

家計消費の動向や実質賃金の動向については、どのように把握をされていらっしゃるのでしょうか。

**○松浦消費問題対策担当課長** 家計消費の動向などについてであります。総務省統計局による勤労者世帯の家計調査によりますと、平成29年4月から6月期の北海道分については、速報値であります。1世帯1カ月平均で、消費支出が28万5291円で、前年同期比で5.6%の増加、実収入が51万5510円で、前年同期比で0.5%の減少、可処分所得が41万3755円で、前年同期比で0.7%の減少となっているところでございます。

**○真下紀子委員** 1年間ですと、そんなに大きな差じゃないように見えますけれども、アベノミクスが始まる前の5年前の家計消費の動向はどのようになっているのか、今の答弁との比較も含めてお答えください。

**○松浦消費問題対策担当課長** 家計消費の動向などについてであります。5年前の平成24年4月から6月期の1世帯1カ月平均の状況は、消費支出が31万7014円、実収入が52万8086円、可処分所得が42万4883円となっており、いずれも、29年は24年の同時期よりも減少しているところでございます。

**○真下紀子委員** 今の答弁にあったとおり、実収入は2.5%の減少に当たります。可処分所得は2.8%減少し、消費支出の減少率は10%を超えるわけです。こうしたことが景気を冷え込ませている大きな原因なのです。アベノミクスの効果は、いざなぎ景気を超えたと宣伝されておりますが、北海道には逆効果しかない状況が示されたと思います。

3本の矢、新3本の矢のいずれもが的に当たっていない状況で、生活費が不足し、そのため、銀行カードローンなどに頼らざるを得ないという、道民の生活の苦しきの反映であるとも言えるのじゃないかと私は考えております。

銀行カードローンは、簡単に借りられる一方、年収の3分の1以上の貸し付けを禁止している貸金業法の対象外のため、総量規制がない上に、法定の上限金利が15%から20%とサラ金並みに高いわけです。

多重債務や自己破産を招き、社会問題となっているわけですが、この仕組みについてはどのようになっているのか、伺います。

**○松浦消費問題対策担当課長** 消費者金融等にかかわる制度についてであります。サラ金といった、いわゆる消費者金融につきましては、平成22年に施行された改正貸金業法において、年収の3分の1を超える貸し付けが禁止されているところでございます。

一方、銀行につきましては、銀行法が適用されており、貸金業法と同様の総量規制が行われておらず、また、金利につきましては、消費者金融よりも若干低利に設定されることが多いことから、より多額の融資を受けることが可能なものとなっていると承知しております。

**○真下紀子委員** 金利が若干低くて簡単に借りられると。インターネットでも調べてみましたが、相当簡単に、数分の審査で借りられるということなのです。ところが、仕掛けがありま

す。

銀行カードローンは、返済が滞った場合、債権回収の仕組みがどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

**○松浦消費問題対策担当課長** 返済が滞った場合についてであります。一般的に、銀行カードローンの利用に当たりましては、利用者が保証機関による保証を受けることが必要となっております。

利用者による借入金の返済が困難となった場合、銀行は保証機関に対して債務の支払いを求め、保証機関が、利用者にかわり銀行に債務を返済し、その返済額や遅延損害金などを利用者へ請求することとなります。

なお、保証機関については、いわゆる消費者金融事業者がその役割を担っている場合があると承知しております。

**○真下紀子委員** 借りるときは銀行なのですけれども、滞納した場合、債権回収は消費者金融が行うために、保証委託約款への同意が迫られていて、その回収額は、遅延損害金などを含めて、非常に高いものになっていくわけです。非常にリスクが高い仕組みだと思うのです。

それで、消費生活におけるカードローンの適切な利用に係る課題や問題があると思うのですけれども、その問題点について、道はどのように認識をされているのでしょうか。

**○加藤貴弘委員長** 暮らし安全局長堀本厚君。

**○堀本暮らし安全局長** カードローンの利用に係る課題等についてであります。銀行カードローンは、いわゆる消費者金融と同様に、手軽に融資を受けることができる一方で、年収に対する借入上限が設定されておりませんことから、無計画なまま、過剰に借り過ぎてしまう面や、返済のために借入れを重ねる多重債務に陥ることが懸念されているところでございます。

このため、カードローンの利用に当たりましては、消費者みずからが、収入に見合った返済が可能かどうかを見きわめることはもとより、銀行におきまして、その貸し付けが消費者にとって過剰な借入れとならないよう、適切な審査体制等を構築する必要があると認識しております。

**○真下紀子委員** 銀行側にも適切な審査体制が必要ということでしたが、消費者金融の貸金業法の関係でいえば、やはり総量規制を行うことが必要な時代になってきているのだと思います。

銀行カードローンが消費者の生活破綻を招くことがないように、消費者に向けた注意喚起や普及啓発が重要なわけですけれども、道としてどのように取り組んできたのか、伺います。

**○松浦消費問題対策担当課長** 消費者に対する注意喚起などについてであります。道におきましては、国が設定している、毎年9月から12月の間の多重債務相談強化キャンペーン期間に、弁護士会や司法書士会との共催による無料相談会を道内各地で実施しておりますほか、リーフレットの配布や、メディアの協力を得ながら、多重債務防止のための周知、啓発を図っているところでございます。

このほか、道立消費生活センターにおきまして、多重債務に陥ることへの注意点や解決策をわ

かりやすく示した啓発用パネルやDVDを消費者団体や市町村等に貸し出すなど、普及啓発に努めているところでございます。

○真下紀子委員 テレビやインターネットで、芸能人をコマーシャルに出しているのと比べると、対策が十分とは言えないと思いますが、多重債務に関する消費者教育の状況と、消費生活相談員の研修等について、銀行カードローンに係る研修などにどのように取り組み、相談員のスキルアップを図っているのか、特に、道の消費生活相談員が専門的に相談対応ができるようにするためにどう取り組んでいるのか、伺います。

○松浦消費問題対策担当課長 多重債務にかかわる消費者教育などについてであります。道におきましては、道立消費生活センターが実施する、一般の消費者を対象とした、くらしの安全・安心セミナーや、高校、大学への学校訪問講座において、多重債務に関する内容などを盛り込み、注意喚起を行うなどの消費者教育に取り組んでいるところでございます。

また、北海道財務局が開催する、多重債務に関する勉強会、意見交換会や、国民生活センターが開催する消費生活相談員研修専門・事例講座に、道、市町村の消費生活相談員を派遣し、相談対応能力の向上に努めておりますほか、道立消費生活センターにおいても、市町村の消費生活相談員を対象に開催している研修会におきまして、多重債務にかかわる内容を盛り込むなど、相談員の資質の向上に取り組んでいるところでございます。

○真下紀子委員 道として、研修の機会をバックアップすることを求めておきたいと思っております。

先ほどの答弁で、利用のきっかけの一つとして、ギャンブルが挙げられていたわけですが、ギャンブル依存症が社会問題となっています。

これに起因する多重債務等の消費者問題が発生していると承知をしておりますが、それに対するこれまでの取り組みはどのようになっているのか。また、今後、取り組みを一層強化すべきと考えますけれども、見解を伺います。

○堀本くらし安全局長 ギャンブル依存症への対応についてであります。道では、治療の観点として、精神保健福祉センターや各保健所において、依存症の危険性に関する普及啓発、相談体制の確保に努めているところであり、また、消費者問題への対応として、道立消費生活センターにおいて、リーフレットの配布による啓発とあわせて、買い物、ギャンブルで浪費や借金を繰り返すなど、依存症が疑われる当事者、あるいはその家族から相談があった際に、専門機関を紹介するなどの対応を行っております。

なお、国では、本年3月、ギャンブル等依存症対策に関する論点がまとめられたところであり、こうした動きも踏まえまして、道立消費生活センターや精神保健福祉センターなどの関係機関と連携を図りながら、相談対応や普及啓発に努めますとともに、多重債務相談の具体的事例を踏まえた財務局での研修会や、今年度、新たにギャンブル等依存症に関する講義を取り入れた、国民生活センターが開催する研修会に職員を派遣するなどいたしまして、相談体制の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○真下紀子委員 今答弁にありましたように、依存症対策の中でも、特にギャンブル依存症に関

【第1分科会 10月2日 第3号】

しては、新たな対策が始められるほど、非常に重大な問題となっているわけです。

そこで、最後の質問になるのですけれども、全国銀行協会では、3月に、配慮に欠けた広告や宣伝の抑制、返済能力の正確な把握、年収に対する借入額を意識した、多重債務者増加の抑止など、申し合わせが行われたと承知をしております。

道においては、指導権限はございませんけれども、全国のこうした動向を重く受けとめて、カードローンの過度な利用に警鐘を鳴らすことが必要ではないかと考えるところです。

消費者保護の観点から、消費者への普及啓発にどのように取り組むのか、伺います。

また、消費者保護の立場で、カードローンの総量規制を国に求めることも必要と考えますけれども、部長の見解をあわせて伺います。

○加藤貴弘委員長 環境生活部長小玉俊宏君。

○小玉環境生活部長 今後の消費者保護の取り組みについてでございますが、銀行カードローンを含めた多重債務の問題につきましては、多重債務者本人やその家族の生活のみならず、地域社会にもさまざまな影響を及ぼすことが懸念されるものと認識しております。

このため、道におきましては、平成19年に、北海道財務局や市長会、町村会、北海道弁護士連合会、北海道社会福祉協議会、道警本部などを構成員とする北海道多重債務者対策協議会を設置し、相談体制の充実や注意喚起など、さまざまな観点から、多重債務問題の対策に取り組んできたところでございます。

現在、国におきまして、銀行カードローンにかかわる業務運営の詳細な実態把握と、審査の厳格化の徹底に向けた検査を実施しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、こうした動向を注視するとともに、北海道多重債務者対策協議会におきまして、新たに、銀行カードローンの利用に当たっての留意事項等に関する効果的な普及啓発や、多重債務にかかわる相談体制の充実について協議を行うなどいたしまして、関係機関・団体との連携のもと、消費者保護の観点に立った実効性の高い取り組みが進められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 この5年間、安倍政権のもとで、消費税が8%に増税されて、さらに、社会保障の国民負担の増大政策が進められてきました。銀行に関しては、低金利政策ということです。

そういったことが絡み合って、こうした事態になっていると思いますが、家計を温める収入増の政策が必要だということと、銀行カードローンに関しては、総量規制を速やかに導入していくことが必要だと申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○加藤貴弘委員長 真下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、環境生活部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後4時11分開議

○加藤貴弘委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総合政策部所管審査

○加藤貴弘委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

三好雅君。

○三好雅委員 委員長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問してまいりたいと思います。

まず最初に、JR北海道の路線見直しについてでございます。

道は、これまでの定例会での我が会派の同僚議員からの提案などに応える形で、有識者会議のメンバーに地域での議論に参加していただき、道からも、客観的なデータに基づく資料を提供するなどして、地域における議論が深まるよう取り組みを進めておりますが、現在、どのような状況にあるのか、まずお伺いをいたしたいと思います。

○加藤貴弘委員長 鉄道交通担当課長中尾敦君。

○中尾鉄道交通担当課長 地域における検討協議の状況についてであります。道では、現在、JR石北線、札沼線の沿線地域など、全道各地で展開されている検討協議の場に、フォローアップ会議の有識者ととともに参画し、線区の状況や住民の移動実態のほか、線区を維持するために要する費用といった、さまざまな情報を提供するなどして、将来を見据えた議論がさらに深められるよう、働きかけを行っているところでございます。

沿線地域の首長からは、今後は、利用状況などの客観的なデータに基づき、地域の将来ビジョンも含めて議論を深めていきたいとの声も伺っており、道としては、地域の将来を見据えた最適な公共交通ネットワークのあり方について検討が進むよう、引き続き積極的に取り組んでまいります。

○三好雅委員 地域での議論は、今答弁いただいたとおりだということであります。

次に、JR北海道の経営について伺いたいと思いますが、会計検査院が昨年2月に公表いたしました、北海道、四国、九州の各旅客鉄道株式会社の経営状況等に関する報告書によりますと、JR北海道のグループ会社は多くの剰余金を有していると指摘されております。

この報告書は、平成26年度までの決算をもとに作成されておりますが、最新の財務情報をもとにした、JR北海道のグループ会社を含めた連結ベースで見た財務状況について、道はどのように認識しているのか、伺います。

○中尾鉄道交通担当課長 財務状況についてであります。平成28年度における、グループ会社も含めたJR北海道の連結決算は、台風被害による減収や、北海道新幹線の設備修繕費の増加などを主たる要因として、103億円の経常損失を計上しており、連結決算を公表することとなった

【第1分科会 10月2日 第3号】

平成11年度以降、初の赤字となるなど、厳しい状況にあると認識しております。

また、利益剰余金につきましては、会計検査院の報告に使用された平成26年度決算の282億円に比べ、15億円減少しているものの、267億円が計上されているところでございます。

○三好雅委員 267億円が利益剰余金として出ているということでございましたけれども、会計検査院の報告書では、グループ会社の剰余金について、「株主資本に着目した子会社等からの特別配当等の更なる検討を含め、会社本体の経営に寄与することが望まれる。」と指摘しております。

道は、J R北海道に、グループ企業からの配当の増額などを求めるべきと考えますが、どのように対応する考えか、伺います。

○中尾鉄道交通担当課長 グループ企業からの配当などについてであります。平成28年度において、J R北海道のグループ会社全体も含めた利益剰余金は267億円が計上されておりますが、J R北海道が受け取ったグループ会社からの配当金や株式売却益は59億円であり、平成27年度に比べて41億円の増となっております。

極めて厳しい経営状況にあるJ R北海道におきましては、経営再生に向けて、徹底した自助努力が求められているところであり、道としては、会計検査院からの指摘も踏まえ、J R北海道に対し、経営情報のさらなる開示や、グループ会社からJ R北海道へのより一層の配当など、徹底した自助努力を求めてまいります。

○三好雅委員 J R会社法では、経営安定基金について、ほかの経理と区分して整理しなければならないこと、また、取り崩してはならないこと、确实かつ有利な方法で運用しなければならないことが、それぞれ定められておるところであります。

しかし、昨今の超低金利が一過性のものでないとするれば、基金の活用方法を見直す必要があると考えます。基金を資産として保有したままで、例えば担保として活用する方法もあると考えます。担保を差し入れることによって、事業資金を金融機関などから借り入れ、収益の見込まれる事業を積極的に展開することも可能であります。

道は、運用益を生み出すことが難しくなっている経営安定基金を有効活用する方策を積極的に検討するよう、J R北海道に働きかけるべきと考えます。見解を伺います。

○中尾鉄道交通担当課長 経営安定基金についてであります。J R会社法において、基金は确实かつ有利な方法で運用するよう定められていることから、J R北海道は、国債などを基本としつつ、一部、株式や外国債など、より金利の高い投資先も組み合わせて運用を行っているところでございます。

平成26年度における運用利率は5.33%と、J R三島会社の中では、J R四国に次ぐ水準となっているところでございますが、道としては、J R北海道に対して、リスク管理の徹底に努めた上で、経営基盤の確立に向けて、基金のより有効な活用を検討するよう働きかけてまいる考えでございます。

○三好雅委員 今、J R三島会社というお話が出ましたが、J R九州、J R四国も、少子・高齢

化などに伴う沿線住民の減少や施設の老朽化など、経営環境はJ R北海道と共通するものがありますけれども、J R九州は、鉄道事業以外のさまざまな関連事業を積極的に展開し、株式上場を果たすまでに成長しております。

なぜ、こうした大きな差がついたのか、道はその要因をどのように分析しているのか、伺います。

**○中尾鉄道交通担当課長** J R北海道とJ R九州との比較についてであります。両社の、グループ企業も含めた全売上高に占める関連事業の割合は、J R北海道が46%、J R九州が54%と、いずれもJ R他社に比べて高くなっており、厳しい状況に置かれている鉄道事業の赤字を不動産や流通などの関連事業で補う事業構造となっております。

しかしながら、九州と比較して、総人口や都市人口が少なく、広域分散型の北海道におきましては、鉄道事業以外の事業で十分な営業利益を確保することが困難なことや、鉄道事業においても、積雪寒冷という厳しい事業環境のもと、輸送密度が小さい線区を多く抱えることなどを背景として、J R北海道の経営は厳しい状況となっております。

**○三好雅委員** これまでの我が会派の同僚議員の質疑の中でも指摘をしているように、路線ごとの情報もさることながら、J R北海道の経営状況や今後の収支見通しをデータで示すことが、議論を深めていく上で重要だというふうに考えるところであります。

しかしながら、今回、道が地域に示した資料に、そうしたデータは含まれておりません。なぜ、こうしたデータを提示できなかったのか、伺います。

**○中尾鉄道交通担当課長** J R北海道の経営情報についてであります。道は、現在、地域での検討協議の場において、今後の地域づくりと一体となった公共交通体系に関する地域での議論を深めることを目的として、線区の状況や住民の移動実態、線区を維持するために要する費用などといった、さまざまな情報の提供を行っているところでございます。

J R北海道の経営情報につきましては、これまでも、J R北海道から地域に説明が行われた経緯もございますことから、今回の説明資料には加えなかったところでございますが、道としては、引き続き、関係自治体の意見も伺いながら、地域の議論がより深まるよう、さらに詳細な情報の開示と説明をJ R北海道に対して強く求めてまいります。

**○三好雅委員** 剰余金の質問に対する答弁や、今の質問への答弁でも、さらに詳細な情報の開示というお話がありましたが、道は、J R北海道の基本的な経営情報の提供を受け、その情報を土台として、議論をリードしていく必要があると思います。

J R北海道に、必要な情報の開示を強く求めるべきと考えます。見解をお伺いいたします。

**○加藤貴弘委員長** 交通政策局長大内隆寛君。

**○大内交通政策局長** 情報開示についてでございますが、J R北海道が事業範囲の見直しを行うに当たって、道や沿線自治体などとの信頼関係のもとで、十分な議論を行うことが重要でありますことから、道では、これまでも、経営状況などについて説明責任を果たすよう、J R北海道に求めてきたところであり、去る9月20日にも、交通企画監からJ R北海道の幹部に対して、強く



【第1分科会 10月2日 第3号】

申し入れを行ったところでございます。

J R北海道におきましては、経営情報はもとより、線区ごとの詳細な輸送実績や収支の内訳など、地域が必要とする情報を、道や沿線自治体に対して、わかりやすい形で提供し、丁寧な説明を行うことが必要でありますことから、道といたしましては、引き続き、さまざまな機会を通じて強く求めてまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 経営状況のことについては、ここまでにしておきたいと思います。

見直し検討の視点について伺います。

地域では、創生総合戦略に基づく少子化対策などに取り組んでいるところでありますけれども、成果が上がるまでには相当の時間を要すると見込まれ、当面の人口減少の流れを押しとどめることは容易ではないというふうに考えています。

沿線地域の人口減少の傾向や大幅な収支不足の現状を考慮すれば、J Rの路線を地域の足としてだけ見ていたのでは、先行きは極めて厳しいものになると考えるところであります。

一方、道内の都市間を高速で移動できる基盤的な交通手段としての役割や、インバウンド観光の振興に果たす役割などは、今後ますます大きくなってまいります。そうした全道的な観点あるいは全国的な観点からの議論の必要性については、我が会派の同僚議員の代表質問でも述べているとおりであります。

J R北海道の路線の見直しについて、今後、どのような視点で検討を進めていく考えか、見解を伺います。

○大内交通政策局長 J R北海道の事業範囲の見直しについてでございますが、国土の5分の1を占める広大な北海道におきまして、鉄道は、道民の皆様の暮らしや産業経済はもとより、農産物等の道外への輸送や、インバウンドなどの拡大を背景に、国内外の多くの方々が利用する重要な交通基盤であると認識しております。

道といたしましては、北海道の確かな発展を支える交通ネットワークの実現に向けて、新たな指針の策定や、今後の地域づくりと一体となった公共交通体系に関する地域の検討協議を進めるとともに、国に対しまして抜本的な支援を強く求めてまいるなど、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○三好雅委員 J R北海道の件については最後の質問にしたいと思いますが、先日の代表質問で、知事は、道民の皆様の関心を高めるためのフォーラムを開催し、将来を見据えた公共交通ネットワークのあり方に関する議論が進むよう、オール北海道で取り組んでいく旨、答弁をしているところであります。

今後、オール北海道での議論をどのように進めていく考えか、お伺いをいたします。

○加藤貴弘委員長 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○黒田総合政策部交通企画監 全道的な取り組みについてでございますが、鉄道網を初めといた

します、持続可能な公共交通ネットワークを維持していくためには、今後の地域づくりと一体的に、そのあり方について検討を行っていくことが重要でございます。

道では、現在、地域での議論がさらに深められるよう、積極的な働きかけを行っております。

道といたしましては、今後、全道的な視点から議論を重ねていくことも重要と考えており、道民の皆様の関心を高めるためのフォーラムを開催するとともに、JR北海道に対して、さらなる経営情報の開示や徹底した自助努力を強く求めるなどして、市長会、町村会や経済団体など、より幅広い関係者の参画のもと、将来を見据えた公共交通ネットワークのあり方に関する議論が進むよう、オール北海道で取り組んでまいります。

以上でございます。

**○三好雅委員** これまでの議論が、見直しの対象となった路線ごとの議論だったとすれば、これからは、全道的な視点で議論する段階になってまいるところであります。

こうした段階では、道の主体的な取り組みが、これまで以上に重要となってまいりますけれども、今後、道としての考え方をまとめ、今御答弁がありましたとおり、オール北海道で一丸となって国に働きかけていく上では、知事が果たす役割は極めて重要であると考えます。

知事の取り組み姿勢についてお伺いをしたいと考えておりますので、委員長のお取り計らいのほど、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、公共交通ネットワークについてお伺いをしたいと思います。

道においては、JR北海道の事業範囲の見直しに関しては、国に対する抜本的な支援要請や、地域における検討協議に積極的にかかわるほか、鉄道網を含む公共交通ネットワークのあり方を検討するとしており、現在、道の運輸交通審議会において、新たな交通ビジョンの策定に向けた検討が進められているものと承知をしております。

JR北海道の事業範囲の見直しに関しては、全道各地での地域の検討協議が進められているところであり、地域の公共交通に対する関心が高まる中、新たに策定をしようとしている交通ビジョンへの期待も大きいものと考えるところであります。

新たな交通ビジョンに関して、以下質問をしてみたいと思っております。

まず、道では、本道の公共交通ネットワークの現状と課題について、どのように認識しているのか、伺います。

**○加藤貴弘委員長** 物流港湾室長柏木文彦君。

**○柏木物流港湾室長** 公共交通ネットワークの現状と課題についてであります。道では、平成20年に交通ネットワーク総合ビジョンを策定し、この間、北海道新幹線の開業や札幌延伸の着工を初め、国際航空路線の新規就航、高規格幹線道路の整備など、本道の交通ネットワークの形成に向けて取り組んできているところでございます。

このような中、JR北海道の事業範囲の見直しや空港運営の民間委託を初め、バスなど生活交通の維持確保、インバウンドに対応する空港・港湾機能のさらなる拡充など、本道の公共交通は大きな環境変化に直面しており、関係機関との連携のもと、本道の発展を支える交通ネットワー

クの実現に向け、的確に対応していかなければならないものと認識しております。

○三好雅委員 ただいま御答弁いただいた現状と課題をもとに、新たな交通ビジョンの策定に当たりまして、総合交通政策検討会議において論点整理を進めているものと承知しておりますけれども、これまでどのような議論が行われてきたのか、伺います。

○加藤貴弘委員長 交通ネットワーク担当課長河内能宏君。

○河内交通ネットワーク担当課長 総合交通政策検討会議での議論についてであります。現在、道では、総合的な交通政策に関する新たな指針の策定に向けて、運輸交通審議会のもとに、交通事業者などで構成する総合交通政策検討会議など三つの小委員会を設置し、分野ごとに現状や課題についての議論を行っております。

委員の皆様からは、利便性の向上に向けた交通結節点のシームレス化が重要、交流人口の拡大に向けて観光政策との連携が重要、未来を見据えて重点施策の明確化が必要といった御意見に加え、座長からは、人流と物流を一体的に整理することが必要との御提案をいただくなど、本道の将来を見据えた交通ネットワークのあり方について、論点整理を行っているところであります。

○三好雅委員 交通ビジョンとあわせて、物流・港湾振興ビジョンの策定についても検討を進めているとのことですが、物流については、道民の暮らしを支え、道産品の輸出拡大など、本道経済にとって重要と考えます。

物流や港湾の振興に対して、これまでどのような議論が行われてきたのか、伺います。

○加藤貴弘委員長 物流港湾室参事鈴木邦明君。

○鈴木物流港湾室参事 物流に関する議論についてであります。去る8月に開催した第2回検討会議においては、委員の皆様から、物流の効率化に向けては、農産品の季節変動の平準化などの取り組みが重要であることや、過疎地域では、貨客混載など、人と物の輸送の垣根を取り払わなければ輸送を確保できないなどといった、さまざまな御意見をいただいております。本道の産業経済や道民生活を支える物流ネットワークのあり方について、現在、論点整理を行っているところでございます。

○三好雅委員 もう一つ、航空ビジョンについても、別に小委員会の航空ネットワーク検討会議を設置し、検討されていると承知しておりますけれども、道内空港の運営の一括民間委託の動きが進められている中、これまでどのような議論が行われてきたのか、伺います。

○加藤貴弘委員長 航空企画担当課長中島竜雄君。

○中島航空企画担当課長 航空に関するビジョンの策定についてでございます。道では、航空会社や関係事業者、有識者などで構成する航空ネットワーク検討会議をこれまでに2回開催し、新たな航空ネットワークに関するビジョンの策定に向けた検討を行ってきております。

委員の皆様からは、新千歳空港のさらなる発展は、道内の13空港全体の活性化に大きな効果があるといった御意見のほか、フルサービスキャリアとLCCがともに持続的に発展できるような仕組みづくりが必要、大雪などによる大量の欠航時には、全体の情報を取りまとめて提供する仕組みが必要といった、道内全体の航空ネットワークの活性化に向けた方策などに関してさまざま

な御意見をいただいているところであり、現在、論点整理を行っているところでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 皆さんは論点整理を行っているということでありまして、座長から、人流と物流を一体的に整理することが必要との提案があったとのことでありまして。

今回策定する交通ビジョンは、2030年ごろを念頭に、総合的な交通政策に関する基本的な考え方を取りまとめるものとしております。

J R北海道の問題や空港運営の民間委託などに加え、インバウンドの大幅な増加、人口減少など、交通を取り巻く環境が大きく変化している中、交通ビジョンの取りまとめに向けて、今後、どのように進めていく考えか、伺います。

○黒田総合政策部交通企画監 交通政策に関する新たな指針の策定についてでございますが、道では、J R北海道による事業範囲の見直しや空港運営の民間委託に向けた動きなど、本道の交通を取り巻く環境変化に的確に対応するため、総合的な交通政策に関する基本的な考え方を示す新たな指針づくりを進めており、道民の皆様の暮らしや産業経済を支える公共交通ネットワークのあり方について、全道的な観点から検討を進めております。

新たな指針の策定に当たりましては、検討会議での議論を踏まえ、人流、物流の大幅な拡大、持続可能なネットワークの構築、防災機能の強化などといった、さまざまな観点から検討を進めますとともに、年内を目途に原案を取りまとめ、道議会での御議論をいただきながら、年度内に成案を得てまいる考えでございます。

以上でございます。

○三好雅委員 交通ビジョンの策定と、J R北海道が進める事業範囲の見直しの議論というのは密接に関連するものでありまして、ビジョンの中での鉄道の位置づけなどについて知事に伺いたいと考えておりますので、委員長のお取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○加藤貴弘委員長 三好委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

菅原和忠君。

○菅原和忠委員 まず、J R北海道の課題についてお伺いをしていきたいと思っております。

地域における協議の状況についてでございますが、J R北海道の事業範囲の見直しに関し、有識者を派遣して地域協議を行っているわけでありまして。その有識者の中には、道が実施している総合政策検討会議において、J R北海道による貨物輸送をふやすことは難しいといった発言をされている方がいます。

一方で、本年2月に取りまとめられた鉄道ネットワークワーキングチームの報告書では、鉄道貨物輸送の重要性を掲げながらも、輸送実績や、貨物輸送に伴う線路など鉄道施設の負担を考慮し、物流の効率化、最適化の観点から、トラック輸送や海上輸送も含め、総合的に対策を検討する必要があるとの方向性が示されるなど、有識者の中にもさまざまな考えがあるものと思われま

す。

このような認識がある中で、地域において、持続可能な鉄道網を考えていくとき、前向きな議論につながるのか、甚だ疑問であります。

有識者が参加する協議においては、どのような議論が進められ、また、有識者の派遣のない地域では、どのような状況にあるのか、まずお伺いをいたします。

○加藤貴弘委員長 鉄道交通担当課長中尾敦君。

○中尾鉄道交通担当課長 地域における議論についてであります。道では、これまで、地域における検討協議の場において、線区の概況や鉄道が果たしている役割、さらには利用促進策などについて、地域の皆様とともに検討を重ねてきているところでございます。

さらに、JR石北線、札沼線の沿線地域を皮切りに、フォローアップ会議の有識者とともに、地域の検討の場に参画し、住民の移動実態や、線区を維持するために要する費用といった情報を提供しながら、議論がさらに深められるよう、働きかけを行っております。

沿線自治体からは、論点が整理されたので、今後は具体的に検討を進めていきたい、あるいは、利用状況などの客観的なデータに基づき、地域の将来ビジョンも含めて議論を深めていきたいといった意見などが出されており、道としては、引き続き、関係市町村の御意見を伺いながら、議論が深められるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○菅原和忠委員 地域協議の状況などについて御説明いただきましたが、先ほどの質問で触れた報告書の中では、貨物輸送の効率化というのは、負担を減らす意味でおっしゃっているのではないかと思います。

一方で、先日の代表質問の中でも議論されていましたが、貨物列車が走っているがゆえに、その地域の路線の重要性も増しているということでもありますから、報告書で再検討みたいな表現が使われているといった状況の中で、委員が派遣されて、その地域でどんな発言をするのかを心配してお尋ねしているわけでもあります。

いずれにしても、路線を残すという前提で、地域での重要性についてさまざま議論しながら、将来像をつくり上げていくのが地域協議の場でありまして、その主体に委員の先生方がなるということでもありますから、引き続き見守っていきたくと思います。

次の質問であります。私も、この間、地域協議をするに当たっては、国との協議を先行させて、国の考え方を一定程度引き出した上で、地域での協議を進めるべきと主張してきました。でも、なかなかそういった形にはなっていないわけでもあります。

抜本的な対策を先に国に求めることが必要であると言ってきたわけではありますが、そのことに対して、道としてどのようにお考えでしょうか。

○中尾鉄道交通担当課長 今後の取り組みについてであります。JR北海道の事業範囲の見直しに関して、本年6月、石井国土交通大臣から、まず地域でみずからがどのように取り組んでいくかをお考えいただき、その上で国が支援を検討していくという発言があったところでございます。

道としては、J R北海道の経営再生と鉄道網の持続的な維持に向けては、国の抜本的な支援とともに、地域の実情を踏まえた実効性のある方策が一体的に講じられることが重要であると考えており、引き続き、地域における検討協議を進めるとともに、本道固有のコスト負担の軽減など、抜本的な支援が実施されるよう、国に強く求めてまいります。

○菅原和忠委員 次に、地域での中長期的な展望についてお伺いいたします。

鉄道ネットワークワーキングチームの報告では、国による抜本的な支援について、「当面の資金繰りを理由とした時間的制約のもとでの議論は拙速なものとなることから、中長期的な展望をもって地域と十分な協議ができるような環境整備が不可欠である。」との内容が盛り込まれています。

現在、各地で地域協議が行われていますが、道は、報告書にある環境整備にどのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

○中尾鉄道交通担当課長 道の取り組みについてであります。鉄道ネットワークワーキングチームにおいては、J R北海道の経営は、国の支援がなくなる平成31年度以降、一層厳しくなることが見込まれており、J R北海道においては、資金繰りを理由に拙速な見直しを行うことなく、中長期的な展望を持って地域と十分な協議を行うことが重要であり、また、国においても、J R北海道の資金繰りの改善に取り組むことが重要との報告を行ったところでございます。

道では、ワーキングチームの報告を踏まえ、これまで、国に対し、無利子資金の返済の猶予や、安全投資と修繕に関する5年間の計画に対する国の支援の終了後に必要な資金対策など、資金繰りの改善に向けた対策を講じるよう要請を行うとともに、J R北海道に対しては、地域の意見や実情を踏まえた慎重な対応を行うよう、強く申し入れを行ってきたところでございます。

○菅原和忠委員 今後のスケジュールの関係についてですが、道は、国に対して抜本的な支援を求めるとしてはいますが、各地で行われている地域協議が進展しない中で、早期に地域の意見を取りまとめるのは難しいと思います。

いつまでに地域の意見をまとめ、国に対して抜本的な支援を求めようとしているのか、伺います。

○加藤貴弘委員長 交通政策局長大内隆寛君。

○大内交通政策局長 今後の取り組みについてであります。安全投資と修繕に関する5年間の計画に対する国の支援が終了いたします平成31年度以降、J R北海道の経営状況は一層厳しくなると考えられますことから、これまで、鉄道ネットワークワーキングチームにおきまして、将来を見据えた鉄道網のあり方について検討を行うとともに、地域の実情を踏まえた方策について、関係市町村の皆様とともに検討などを進めてきているところでございます。

道では、全道各地で展開されております検討協議の場に、道が有するさまざまな情報を提供するなどして、将来の地域づくりと一体となった議論がさらに深められるよう働きかけを行うとともに、引き続き、実効性ある支援が講じられるよう、国に強く求めてまいります。

以上でございます。

○菅原和忠委員 JR北海道の質問では最後になりますが、新たな指針への反映について伺います。

JR北海道の事業範囲の見直しに係る協議が各地で続いている中、道は、2030年ころを見据えたビジョンを策定しているわけではありますが、地域の議論がまとまらない中で、鉄道網を含む総合的な交通ビジョンをどのように策定しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○加藤貴弘委員長 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○黒田総合政策部交通企画監 交通政策に関する新たな指針についてでございますが、現在、道では、総合的な交通施策に関する新たな指針の策定に向け、道民の皆様の暮らしや産業経済を支える、鉄道網を初めとする持続可能な公共交通ネットワークのあり方などについて、全道的な観点から検討を進めてございます。

指針の策定に当たりましては、総合交通政策検討会議などにおける議論を踏まえ、人流、物流の大幅な拡大、持続可能なネットワークの構築といった、さまざまな観点から検討を進めますとともに、地域における検討協議の状況を踏まえつつ、道議会での御議論をいただきながら、年度内に成案を得てまいる考えでございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 次に、重点政策について、何点か伺ってきたいと思います。

道は、政策主導型の予算編成を導入するとして、予算編成に先立ち、トップの基本的な考え方を示し、重点的に取り組むべき政策を選定していくこととしていると思います。

基本的な考え方は、毎年11月に、政策検討の基本方針などとして策定しており、現在、平成30年度の重点政策の予算編成に向けて検討されているところと思われま。

知事の4期目の最終年度の重点政策の選定に向けて、数点伺ってまいりたいと思います。

まず、基本的な考え方についてでございますが、平成27年度は「人口減少の危機を突破」、28年度は「北海道創生加速化元年」、29年度は「地域創生を次のステージに押し上げる。」をテーマにされてきて、毎年度、変わってきています。

平成27年度は「人口減少の危機を突破」としながら、何ら突破できていないのにもかかわらず、28年度には「北海道創生加速化元年」と、突如、北海道創生をうたい、北海道創生が何なのか、よくわからなく、成果もよくわからない状況なのに、29年度には「地域創生を次のステージに押し上げる。」とされました。

一体、何から次に向かったのか、まるで地に足がついていないようなテーマが毎年度設定されていますが、テーマを設定するに当たり、知事が熟慮し、トップダウンで指示をされているのか、どのようなプロセスで決められているのか、まずはお伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 政策局参事清水目剛君。

○清水目政策局参事 重点政策の基本方針についてでございますが、道では、翌年度の予算編成に先立ち、実効性の高い政策を展開するため、重点的に取り組むべき政策の方向性に関する知事の基本的な考え方を、政策検討の基本方針として、あらかじめ全庁にお示ししているところでご

ざいます。

基本方針の策定に当たっては、国の政策動向を初め、本道を取り巻く社会経済情勢や地域ニーズ、さらには緊急的な課題への対応などを踏まえ、総合政策部において素案を作成し、知事と副知事による協議を経た上で、知事が最終判断をしているところでございます。

○菅原和忠委員 平成30年度の基本的な考え方については、現在検討されていると思われませんが、どのようなテーマを検討しているのか。昨年度は、「地域創生を次のステージに押し上げる。」だったわけでありましたが、道が考えているステージには行けたのでしょうか。

平成30年度の重点政策の策定に向け、現状で、どのような道政課題や問題点があると認識し、どのようなテーマを想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○加藤貴弘委員長 政策局長長橋聡君。

○長橋政策局長 道政課題についてでございますが、道では、本道を取り巻く厳しい社会経済状況の中、持続可能な地域づくりに向け、各般の取り組みを進めてきたところでございますが、人口減少問題を初め、地域医療や交通ネットワークの確保など、先送りできないさまざまな課題に直面しているほか、基幹産業でございます農林水産業の競争力の強化や、観光の振興、未来を担う人づくりなど、本道の成長にとって不可欠な課題も多いと認識しており、来年度に向けましては、こうした幅広い政策課題に対応した実効性の高い政策立案が図られるよう、基本方針の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○菅原和忠委員 次に、各項目の設定についてお伺いします。

まず、子育て関連の項目についてでございますが、平成27年度、28年度は、「子育て・安心」「人を大事にし、人を育てる」など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの項目がありましたが、29年度はそのような項目はなくなりました。

それはなぜなのか、目標が達成されたからなのか、優先順位が低くなったからなのか、その理由をお伺いいたします。

○清水目政策局参事 子育てに関する施策についてでございますが、道といたしましては、人口減少の危機に直面する中、安心して子どもを産み育てることができる社会をつくることは重要な課題であると認識しており、平成29年度の基本方針においても、「安全・安心な地域づくり」や「人財育成の推進」といった視点のもと、重点的に取り組むべき政策として、「ライフステージに応じた少子化対策の強化」や、「女性・若者の力が発揮できる環境づくり」などを掲げ、多子世帯の保育料軽減支援事業、子どもの居場所づくり推進事業など、子育てに関連した各般の取り組みを進めているところでございます。

○菅原和忠委員 次に、項目の選定についてでございますが、基本方針が示された時点で、多くの項目が挙げられていますが、これは、どのようなプロセスで選定をされているのか、トップが選定しているのか、各部からの提案を受けて選定しているのか、状況をお伺いします。

○清水目政策局参事 基本方針の策定手順についてでございますが、道政を取り巻くさまざまな



【第1分科会 10月2日 第3号】

課題の解決に向けては、今後予想される社会経済の動向に加え、地域や業界の実情などについて、専門的見地からきめ細かく把握、分析することが必要と認識しております。

このため、当部において基本方針の素案を作成する際には、庁内各部などから提案や意見を聞き取り、知事の判断を受けて決定しているところでございます。

○菅原和忠委員 最後の質問になりますが、子どもの貧困対策についてお伺いをいたします。

本年第1回定例会の我が会派の代表質問において、新年度予算に係る知事の執行方針で、子どもの貧困の解消が道政課題から削除されたことについて、知事の姿勢を伺ったところ、喫緊の課題だとの答弁でありましたが、執行方針からも削除され、重点政策でも明確な位置づけはされていませんでした。

平成30年度における子どもの貧困対策は、トップからどのような指示が出ていて、どのように扱われるのか、伺います。

また、保健福祉部からはどのように提案されているのか、お伺いをいたします。

○加藤貴弘委員長 総合政策部長佐藤嘉大君。

○佐藤総合政策部長 子どもの貧困対策についてであります。人口減少や少子・高齢化の進行といった課題を克服するためには、安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、今いる子どもたちが、家庭の経済状況に左右されることなく、あすの地域の担い手として成長していくことが重要であると認識をしております。

来年度に向けては、子どもの貧困対策を含め、本道が直面する課題にしっかりと向き合い、誰もが安心して住み続けることができる北海道づくりを進めるため、必要な政策が立案、展開されるよう、庁内各部の意見も十分に踏まえながら、重点政策の基本方針の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○菅原和忠委員 ただいま、重点政策の課題について御回答いただきました。この点について改めて知事にお聞きをしたいと思っておりますので、委員長の取り計らいをお願いして、私の質問を終わります。

○加藤貴弘委員長 菅原委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

花崎勝君。

○花崎勝委員 本日最後の質問者になりました。

最初に、民泊条例についてお伺いをいたします。

道は、この6月に、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法が制定されたことを踏まえ、同法に基づき、区域を定めて宿泊事業の実施期間を制限する条例の制定に向け、作業を進めていると承知しております。

さきの一般質問では、既存の旅館やホテル事業者の方々からの、公平な競争条件を求める声などを踏まえ、住居専用地域においても制限の対象とすべきではないかとの我が会派の同僚議員の

質問に対し、知事からは、住居専用地域についても検討の対象に加えるとの答弁があったところ  
であります。

本条例については、法施行の時期も迫っており、関連の事業者や住民の関心も高くなっており  
ます。

道が制定を目指す民泊条例に関し、以下、順に伺ってまいります。

条例では、営業期間の制限を行うに当たっては、本道特有の観光入り込み客数の季節変動など  
の需給バランスにも配慮して検討を行う必要があると考えますが、民泊法では、営業の制限はど  
ういった場合に可能とされているのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 政策局参事安彦史朗君。

○安彦政策局参事 民泊の制限についてでございますが、住宅宿泊事業法第18条において、都道  
府県が条例を制定することにより、民泊事業を実施する期間を制限できるのは、民泊の営業に起  
因する騒音の発生など、生活環境の悪化を防止するため、必要があるときとされているところで  
ございます。

また、このたび示された政令の案では、制限する区域や期間の指定は、土地利用の状況や宿泊  
に対する需要の状況などを勘案して行うこととされておりますが、宿泊需給の調整を目的とする  
ものではなく、いずれも、生活環境の悪化を防止するためとされているところでございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 民泊法に基づく制限は抽象的ではありますが、具体的にどのような条件により可能  
なのかについて、国から例示などは示されているのか、お伺いいたします。

○安彦政策局参事 制限の具体例についてでございますが、先般、国から示されましたガイドラ  
インの案では、条例の具体例として、静穏な環境の維持や防犯の観点から、学校等の近隣地域に  
おいて、その運営に支障を来すほどに生活環境が悪化するおそれがある場合に、長期休暇期間を  
除く月曜日から金曜日の民泊を禁止とする例のほか、静穏な環境を求める住民が多く滞在する別  
荘地において、その繁忙期の民泊を禁止とする例、狭隘な山間部等にあり、道路事情も良好でな  
い集落において、道路渋滞が発生する時期を民泊禁止とする例の三つが示されたところでござい  
ます。

以上でございます。

○花崎勝委員 国からの調査依頼に基づき、道や札幌市などが昨年12月から本年1月にかけて行  
った民泊に関する実態調査では、無許可民泊や住所の特定ができなかったものが多数あったと聞  
いております。

道内における民泊の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○安彦政策局参事 民泊の状況についてでございますが、国が行った実態調査では、大手の仲介  
サイトに掲載された道内の物件から773件を抽出し、このうち、許可を取得していたものは245件  
で約32%、無許可で営業している物件が58件、住所が特定できないなど、許可の状況が不明な物  
件が374件と、違法な民泊営業と考えられるものが合わせて432件、約58%との状況でございま

す。

なお、大手仲介サイトへの道内全体の登録数は、本年8月現在、2075件となっており、昨年6月には1173件であったことから、1.8倍に増加しているところでございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 現状では、半分以上が違法な民泊とのことですが、このたびの民泊法の施行により、それらがどのようにになると見込んでいるのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 政策局長長橋聡君。

○長橋政策局長 今後の状況についてでございますが、このたびの民泊法が施行されることによりまして、事業者に対し、営業の届け出や玄関等への標識の掲示が義務づけられますことから、国、都道府県、条例を制定する政令市におきましては、民泊の実態が把握しやすくなるとともに、違法な無届け民泊の峻別も可能となるなど、よりの確な指導監督を行えるようになるものと考えてございます。

道といたしましては、今後、違法民泊に対する徹底した指導監督を行うための執行体制の構築について検討を進めるなど、法の適切な施行に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 道は、先月28日に有識者会議を開催したと伺っています。地域の声をしっかり把握しながら、条例づくりを進めていくことが重要であります。

道では、先日の有識者会議で、民泊の制限を行う考え方の取りまとめに向けて、論点を提示したと伺っておりますが、どのような内容だったのか、お伺いいたします。

○安彦政策局参事 有識者会議についてでございますが、道では、民泊の営業を制限できる区域として、国のガイドラインの案に示された、小中学校周辺や別荘地、道路事情が良好でない山間部等の集落の3地域に加え、住居専用地域を検討の対象とし、これらの区域における生活環境への影響や、区域の条件、営業禁止期間などを論点として御議論いただいたところでございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 国から示されたガイドラインの案では、民泊の営業を制限できる区域として、学校等の周辺や、静穏な環境にある別荘地、狭隘な山間部等の道路事情が良好でない地域などが示されたとのこととあります。

それらに加え、道が住居専用地域を対象としたのは、どのような理由によるものなのか、お伺いいたします。

○長橋政策局長 住居専用地域についてでございますが、住居専用地域は、都市計画法に基づき、住宅の良好な環境を守るため、市町村が指定することにより、ホテル、旅館のほか、一定規模以上の店舗、事務所といった、不特定多数の方々が入りをする施設の建設が制限されるなど、静穏な環境が維持されている地域でございます。

道では、民泊事業の実施に伴い、その良好な生活環境が悪化することを防止する必要があると考え、制限区域の検討の対象とし、有識者会議においてお示しをしたところでございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 道が示した論点に関し、委員からどのような意見が出されたのか、お伺いいたします。

○安彦政策局参事 有識者会議についてでございますが、今般の御議論では、道が提示した四つのタイプの考え方について、おおむね御理解をいただくとともに、委員からは、制限すべき区域と期間のほか、事業の規模についても考慮が必要ではないか、規制と振興の両面を有する民泊法の趣旨を踏まえ、良質な民泊営業までも排除してしまうことがないよう、合理的な範囲で制限すべき、また、地域活性化の視点から、市町村における意向を十分に踏まえるべきといった御意見があったところでございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 道が、住居専用地域を制限の対象に加えた条例を制定した場合、その区域の民泊営業に対し、どのような効果が生じると考えられるのか、お伺いいたします。

○長橋政策局長 住居専用地域での制限についてでございますが、条例において制限する具体的な区域は、今後、市町村の意見をお伺いしながら定めていくこととなりますが、営業日数をゼロ日とすることはできないものの、適切な営業期間を設定することによりまして、周辺住民にとっては、都市計画法が目的としている地域の良好な環境を守ることが期待できると考えてございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 国の考え方や有識者会議での意見を踏まえ、民泊の実施を制限する区域や期間について、まずは道の考え方の案をまとめることと思いますが、どのような方向性で検討しているのか、お伺いいたします。

○長橋政策局長 民泊の制限についてでございますが、道では、民泊の営業を制限する区域や期間につきまして、国のガイドラインの案で示された三つの地域に加えて、住居専用地域についても制限対象区域とする方向で検討をしており、また、具体的な営業禁止期間等につきましても、その地域が持つ日常の環境を悪化させないという法の趣旨にのっとり、道の考え方を整理し、速やかに素案として取りまとめ、市町村や関係団体等の御意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

○花崎勝委員 今後は、地域の実情をよく把握しながら、考え方を取りまとめていく必要があると考えますが、市町村などの意見をどのように把握していくのか、お伺いいたします。

○安彦政策局参事 市町村などからの意見聴取についてでございますが、道では、10月上旬より、全道各地で説明会を開催し、市町村、関係団体に対し、制限する区域や期間についての考え方の素案を説明し、追加すべき制限の類型も含めて御意見を伺い、有識者会議でのさらなる検討を行った上で、道として条例で制限できる区域や期間について決定していくと考えてございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 法の施行は来年6月中旬に予定されており、届け出の開始が3月中旬と想定されると承知しています。

【第1分科会 10月2日 第3号】

条例が、法の施行に間に合い、スムーズに届け出を開始できることはもとより、本道の地域の実情に沿ったものとなるよう、今後、道として、条例制定に向け、どのように取り組んでいくのか、スケジュールを含めてお伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 総合政策部長佐藤嘉大君。

○佐藤総合政策部長 民泊にかかわる今後の対応についてであります。道では、民泊法の施行や届け出の開始に適切に対応できるよう、今後、制限が必要な具体的な区域などについて、考え方の素案を速やかに取りまとめる考えでございます。

その後、市町村から意見を細かくお伺いするとともに、有識者会議、道議会での御議論などをいただきながら、条例で制限できる区域や期間について決定し、年内には、具体的な区域や類型を書き込んだ条例案について、パブリックコメントを実施し、道民から幅広く御意見を伺った上で、来年の道議会第1回定例会に条例案を提案してまいる考えでございます。

また、適正な民泊の推進が図られるよう、届け出や相談への的確な対応、実効性の高い指導監督体制の構築に向けて、検討を加速してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花崎勝委員 既存の宿泊事業者の方々からの声などを踏まえ、住居専用地域についても規制の対象とする方向が示されたことは理解いたしますが、今回の民泊新法の施行や、道の条例による営業日数の規制については、依然として、その影響や効果が明確になっていない部分が少なくないと考えます。

そうした点も含め、今後の対応を知事に伺いたいと考えますので、委員長のお取り計らいのほど、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

空港運営の一括民間委託についてであります。

空港運営の一括民間委託については、マーケットサウンディングの意見募集期間も終わり、実施方針の策定に向けて作業が加速するものと考えます。

以下、道内空港の運営の一括民間委託に関し、数点伺ってまいります。

最近の報道によりますと、国においては、今後のインバウンド拡大など、本道のさらなる航空需要の増加を見据え、新千歳空港において民間機と自衛隊機の同時着陸が可能となる新方式の導入や、現在、自衛隊が利用している千歳飛行場での民間機利用の検討といった、新千歳空港の民間機の発着枠をさらにふやすための取り組みを進めていると報じられていますが、こうした国の動きは、現在、4管理者で進めている、道内の7空港の運営の一括民間委託にどのように影響するのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 空港運営戦略推進室長高野瑞洋君。

○高野空港運営戦略推進室長 新千歳空港の発着枠拡大による空港運営民間委託への影響についてであります。新千歳空港を設置、管理する国土交通省においては、2030年の訪日外国人6000万人の達成などに向け、将来のインバウンド需要の予測や、隣接する千歳飛行場の滑走路の活用

による処理容量などに関する調査費を、来年度予算の概算要求に盛り込んだと承知しております。

また、近年の来道外国人の増加に伴う国際線の需要増を受け、本年3月から、新千歳空港における午前7時から午後10時までの1時間当たりの発着枠を32回から42回に拡大しており、これを円滑に進めるための措置として、このたび、民間機と自衛隊機の同時着陸が可能となる新たな進入方式が導入されたところであります。

道内空港の運営の民間委託の条件などは、対象となる空港の現況をもとに、本年度中に策定する実施方針で特定することとしており、道といたしましては、実施方針をもとに、当初予定どおり、2020年度中に道内の7空港の運営の一括民間委託が実現するよう、着実に取り組みを進めてまいります。

**○花崎勝委員** 次に、このたび実施したマーケットサウンディングについては、これまでの先行例と比較して、どのような反響があり、道としてどう受けとめたのか、お伺いいたします。

**○加藤貴弘委員長** 空港運営戦略推進室参事上原和信君。

**○上原空港運営戦略推進室参事** マーケットサウンディングの実施についてであります。民活空港運営法の基本方針において、具体的な制度設計に反映されることを目的として、7月31日から9月11日まで、マーケットサウンディングを実施し、民間事業者からの意見の募集を行ったところであります。

マーケットサウンディングの中で出された意見については、先行例と同様、その内容を公表しない取り扱いとなっておりますが、このたびの参加企業数は110社となっており、仙台空港の71社、高松空港の93社、福岡空港の104社、熊本空港の80社と比較すると、参加企業数が最も多く、このことは、本道の一括民間委託に対する事業者の関心の高さを示しているものと考えているところであります。

道としては、今後、このたび実施したマーケットサウンディングの結果も踏まえ、国や関係自治体とも連携しながら、実施方針の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

**○花崎勝委員** 先日の特別委員会で、空港ビル株式の売却スケジュールやその代金の規模、さらには代金の使途について伺い、それぞれ答弁がありました。

優先交渉権者選定に当たっての審査項目等は、今年度中に策定される実施方針や募集要項の中で示していくこととなると承知しておりますが、今後、検討や対応を要する課題として、どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

**○加藤貴弘委員長** 空港運営戦略推進室次長竹花賢一君。

**○竹花空港運営戦略推進室次長** 実施方針等の策定に向けた課題についてでございますが、7月末に、道内の7空港の運営の一括民間委託に係る事業実施の概要を示した基本スキーム案を公表し、9月11日まで、民間事業者から幅広い意見を受け付けるために、マーケットサウンディングを実施したところでございます。

今後、事業者から提出された意見などを踏まえ、国、旭川市、帯広市と協議し、実施方針や募

【第1分科会 10月2日 第3号】

集要項等を策定していくこととなります。

これらの策定に当たり、事業スキームの内容などを含め、今後、道として検討や対応を要する課題といたしましては、民間委託のための空港条例の改正、公費を伴うコンセッションの手法、女満別空港における道職員の派遣、運営権者の選定方法、地域との連携の仕組みなどがあるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○花崎勝委員 空港条例の改正が必要とのことですが、具体的にどのような内容なのか、お伺いいたします。

○上原空港運営戦略推進室参事 空港条例の改正についてであります。空港条例の改正については、いわゆるPFI法に基づき、道管理空港において、民間事業者が公共施設等運営権を設定できるようにするほか、事業者の選定手続や業務の範囲、運営権の移転に係る特例など、必要な事項を定めることとされております。

改正の時期としては、実施方針の公表前での改正が必要となることから、第4回定例会で御議論いただけるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

○花崎勝委員 次に、公費が必要となるコンセッション方式については、これまで、先行例を研究するとの答弁がされているところであります。

先行して手続が進む富士山静岡空港では、公費を伴う形でコンセッションを実施しているものと承知していますが、その内容はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○上原空港運営戦略推進室参事 富士山静岡空港での民間委託の取り組みについてであります。公表されている募集要項においては、運営権者は、県が定める費用上限額の範囲内において、滑走路や誘導路、重要備品として想定される消防車等の更新投資などについて、県の支出を求められることとされており、運営権者が提案した額の範囲内で県が支出するとされているところであります。

道としては、こうした事例を参考に、女満別空港における混合型コンセッションに係る負担のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えております。

○花崎勝委員 基本スキーム案に、運営権者への職員の派遣という項目がありますが、道としてはどのような対応が必要となるのか、お伺いいたします。

○上原空港運営戦略推進室参事 運営権者への職員の派遣についてであります。先行例では、民間委託の開始当初は、国などの派遣職員の人件費を事業者が負担し、空港運営を担う人材を確保しているところであります。

道内7空港の運営の一括民間委託を受託した事業者が、業務開始時に、専門的な知識と経験を要する人材を独力で必要なだけ確保することには困難が伴うものと考えております。

道としては、民間事業者による女満別空港の円滑な運営に向け、入札参加者からの要望があれば、職員の派遣を検討する必要があると考えているところであります。

なお、職員を派遣する場合には、道として、派遣可能な職員数や期間を示した上で、選定プロ

セスの中で、入札参加者との対話を通じ、決定されることとなります。

○花崎勝委員 最後の質問になります。

現在、道では、マーケットサウンディングを終え、民間事業者からの回答の内容を分析している最中であると考えます。

これからは、マーケットサウンディングの結果を踏まえ、限られた時間の中で、制度設計についての具体的な検討を進めていくこととなると考えますが、道は、今後、道内7空港の運営の一括民間委託に関し、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○加藤貴弘委員長 総合政策部空港戦略推進監籾紀洋君。

○籾総合政策部空港戦略推進監 道内7空港の運営の一括民間委託に向けた今後の取り組みについてでございますが、9月9日に開催したフォーラムでは、さまざまな方に登壇していただき、道内空港の運営の一括民間委託の目的や意義を道民の皆様に対して発信するとともに、北海道が空港運営の民間委託に期待することなどについて、入札参加者にメッセージを伝えることができたと考えているところでございます。

今後におきましては、現在取りまとめ中のマーケットサウンディングの結果を踏まえ、来年2月に予定される実施方針の公表に向け、作業が加速していくこととなります。

道としては、実施方針に北海道発の提案の内容が確実に反映されるように努め、このたびの道内7空港の運営の一括民間委託を通じて、航空ネットワークの充実強化による広域観光の振興など、北海道全体の活性化につながるよう、国、旭川市、帯広市と連携しながら、制度設計に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○花崎勝委員 ただいま御答弁いただいた道内7空港の運営の一括民間委託に向けた取り組みに関しては、公平公正な競争環境を確保する観点から、その検討過程についての情報発信に制約があることは理解します。課題によっては、議会議論が必要なものもあると考えます。

道には、年度内に予定している実施方針の策定等に向けて、今後とも、できる限り適切な議会報告を行っていただきたいと考えます。そのことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○加藤貴弘委員長 花崎委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤貴弘委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

10月3日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時24分散会